

満州における抗日統一戦線の形成

——抗日民族統一戦線の先駆的役割として——

上 田 仲 雄*

はじめに

[Ⅰ] 満州事変(9・18事件)直後の抗日方針	3
1. 満州事変直後の中国共産党の対日方針	
2. 満州事変と満州党委員会	
[Ⅱ] 抗日統一戦線結成への動き(1933年代の抗日統一戦線)	10
1. 中国本土における統一戦線への動き	
2. 満州における1933年代の抗日運動(一月書簡を中心とした満州の抗日運動)	
[Ⅲ] 抗日統一戦線の発展形成	17
1. 中国共産党の抗日戦術の転換(抗日七大綱領と反帝六大綱領を中心として)	
2. 満州における抗日統一戦線の形成(二月書簡を中心として)	
3. 満州における抗日統一戦線の問題点(吉東党部への秘密書簡を中心に)	
[Ⅳ] 抗日統一戦線の全面的な展開	34
1. 八・一宣言と満州よりの全中国への抗日統一のよびかけ	
2. 八・一宣言に対する満州省委の組織的対応	
む す び	

はじめに

新中国がながい間の帝国主義からの抑圧より解放され、封建制度下の圧政を脱して、民族の独立と自由とを獲得するためには種々の政治的戦略と戦術とを駆使せざるを得なかった。それ等の諸政策のうち、最も効果的であった政策は民族統一戦線の方式であったと考えられる。

初期的に形成された民族統一戦線の理論は1925～1927年の第一次国共合作の時代の反帝統一戦線であり、反帝反封建と同一でありその具体的政策の内容は中国国民党と中国共産党との合作とであった。

このような反帝統一戦線理論から抗日民族統一戦線理論への転移には種々の条件と前提とが考えられるが、国際的な条件としては帝国主義間の矛盾が中国において激化し、日本帝国主義の中国大陸への進出を容易にし始めた国際的変動の側面である。他の国内的な条件としては帝国主義の侵略に対して中国人民が反帝の闘争において階級的利害を超えた全人民的な課題であることを自覚し始めた段階において、しかも国・共両党共に他を圧倒する力を有し

ていない段階において、反帝闘争の中当面の敵を日本にしぼり、これへの一致抗日せねばならない状況が生じたことである。

このような一般的な反帝闘争から抗日民族統一戦線への戦術転換にあたっては、統一の具体的内容としては国共合作が基本的要素となるものであるが、抗日民族統一戦線においては特に国民全体の総武装による抗日救国が中心目標となり、その組織は各党、各派の区別なく全人民が抗日戦を戦い抜くための結合であり、挙国一致の臨戦体制であるということが出来る。

したがってこの様な抗日民族統一戦線の内容となるべき国共合作は第一次合作と異なり、共同綱領の成立から組織的な統一にまで進まねばならない。この場合の組織的統一とは各党の独自性を保持しながらも抗日の実をあげる為の最低の組織統一としては次の二点が必要とされる。すなわち統一的政権と統一的軍隊の組織である。なぜならば抗日は一方において国内の民主化を必要としたし、抗日戦の勝利のためには統一された新作戦計画にもとづく軍隊が必要だからである。

したがって反帝統一戦線の場合と異なり、具体的な日本帝国主義の侵略に対しての抗日統一戦線は日本との戦いに勝利せねばならない実践的課題をになうことになる。この要求にこたえる為の統一戦線は、中国共産党中央より提起されながら実践的課題にこたえる方向は、実際に日本帝国主義の侵略下にあった東北地区(満州)委員会の方針と政策とがその後の抗日統一戦線結成に大きな比重を有することになるのである。

すなわち抗日統一戦線の原型とみられる統一政府、統一軍隊が満州において初歩的に形成せられ、やがてこれが中国における抗日民族統一戦線結成への重要な課題提起をおこなった点が注目されねばならない。ただしこの場合においても若干の問題が残されている。第1はこの満州における初歩的抗日統一戦線の結成を他の諸条件に優先して原型的なものとして位置づける考え方があるが、満州の共産党と中国共産党は別箇のものではなく、ただ満州が日本帝国主義との直接的接点であったため、その統一戦線結成が先駆的实践をになったことは当然であり、これが中国共産党と違った別箇の戦術といわれるものではない。

満州における抗日統一戦線結成に外的条件としての日本帝国主義侵略を重視することは当然であるが、これより中国本土におけるそれと異なるものとみることには異議が生じるのは当然である。

第2の問題点は抗日統一戦線に関する中共指導部とコミンテルンとの関係についても、両者の対立をコミンテルンと毛沢東との対立に還元し、前者の誤り後者の正確性の論理で説明しようとしたり、又はこの両者には基本的な相違のなかった事を主張する考え方もある。

しかしコミンテルンの中共指導上の限界を認め、その限界をこえて中国における統一戦線を完成させるために、中国共産党が独自の革命を如何にして統一戦線結成の路線の上に定置していったかが、中国における抗日民族統一戦線結成の正しい歴史的把握と考えるものである。

以上の問題点を含めて本論文は中共中央が反帝闘争から統一戦線政策への転換の中で、満州における抗日救国の為の実践と活動とが如何なる影響と教訓とを与えたかをみるものである。すなわち満州における抗日統一戦線の形成が全国の抗日救国闘争の先駆的役割を果たした点を明らかにしようとするものである。

〔I〕 満州事変（9・18事件）直後の抗日方針

1. 満州事変直後の中国共産党の対日方針

コミンテルンの構成単位である中国共産党は当然コミンテルンの指導する革命戦術を踏襲する。コミンテルンは結成当初より中国を半植民地と規定し、中国における革命の展開を植民地革命の模範的実例としている。コミンテルンの半植民地における革命運動の基本的戦術は、半植民地における帝国主義的侵略の排除を目的とした民族的ブルジョア革命を成熟させ、その後これを社会主義革命、すなわちソビエト革命に転化しようとしたのである。したがって中国の場合諸帝国主義国家の一員として、帝国主義侵略全体排斥の一部分として日本帝国主義は位置づけられていたのである。日本帝国主義は英、米等の欧米諸国と同列の形で反帝闘争の対象とみなされていたのである。この様なコミンテルンの提示した反帝統一戦線のスローガンは、西欧諸国の諸勢力の組織的結集の為のプロレタリア統一戦線の提起に代って東方諸国の組織結集のスローガンである。^{注1}この反帝国主義統一戦線のスローガンはブルジョア民族主義者の各集団の動揺を暴露するのに役立ち、又ブルジョア民族主義者と帝国主義列強の一国又は数国との取引が成立するのを防ぐのに役立てようとするものである。ことに中国のように半植民地国家として国家的独立に苦闘している国にはこのような危険が大きいため、帝国主義と土着の支配階級との公然たる又は隠然たる分割の試みに対して断乎として非妥協的に反対せねばならないとして次の様に訴えている。

「プロレタリア、ソビエト共和国との緊密な同盟をという要求は、反帝国主義統一戦線のあかしである。このスローガンを掲げると同時に、政治的、社会的に最も反動的な分子からその国内の支えを奪いとり、勤労者の階級の利益のための闘争において、勤労者の組織の自由を確保するために、政治的体制の最大限の民主化を要求して決定的な闘争を進めなければならない」と。^{注2}以上のように半植民地中国における革命運動はソ連擁護と国内の反革命勢力との闘争を反帝国主義統一戦線によって統一され、反帝主義という基本的方針として中国共産党の中に定着しつつあったのである。この中国共産党の反帝闘争方針は1925年の五・三〇事件の場合にも明らかに示される。この事件は中国労働者が日本、英国の帝国主義者に対しての英雄的な闘争にも拘わらず敗北した責任を軍閥が加えた労働者への弾圧として帝国主義を免罪する誤りをおかしているのである。五・三〇事件を李立三と共に指導した瞿秋白は五・三〇事件を次のように総括している点からも明らかになる。

「それ故に、われわれは五・三〇運動の経験をとおして、次のことを的確に知ることができるであろう。すなわち国民革命としての民族解放運動それ自体が帝国主義に反対する中国の被圧迫、被搾取階級の階級闘争であるばかりでなく、民族解放運動の内部ではプロレタリアートのブルジョアジーに対する階級闘争が必ず不可欠なものであり、また事実上必ず不可避なものであることを知ることができる……中国労働者階級は特に彼らに（筆者註、売国軍閥大ブルジョアジー、買弁階級を指す）^{注3}に対して闘争せざるを得ないのである」とこの様に初期

注1 コミンテルン第四回大会東方問題に関するテーゼ：日本国際問題研究所中国部会編中国共産党資料集（以下資料集と略称）1巻 資料42 P190.

注2 コミンテルン第四回大会、東方問題に関するテーゼ六、反帝国主義統一戦線 資料集1巻 資料42 P197.

注3 瞿秋白：五・三〇運動における国民革命と階級闘争資料集2巻 資料1 P7.

における中国共産党の方針はコミンテルンの反帝理論を中心にすえて、反帝闘争と共に国内の軍閥、買弁ブルとの闘争を主点として展開するのである。

1931年9月18日、日本帝国主義の満州への侵入は、従来の反帝闘争を日本帝国主義反対闘争への転換期と考えられたが、中共指導部は満州事変のもつ国際的、国内的意義について十分な認識をもつことができなかったようである。反帝闘争において日本帝国主義を主敵と規定しないばかりでなく、事変直後(31年11月7日)成立した中華ソビエト臨時政府の性格も、「この政府は中国の労働者、農民、兵士およびすべての勤労民衆の政権であり、帝国主義と中国の地主、ブルジョアジーからなる国民党の支配にとって代わると共に、全中国の勤労民衆が起ち上がってその支配をくつがえすようひきつづき呼びかけ、彼等を組織する政権である」と規定し、又労働者への呼びかけの宣言文においても「中華ソビエト共和国政府はソビエト同盟の十月革命記念日の十一月七日、江西省においてはじめて正式に樹立されるにいたった。この政府は完全に中国の労働者、農民、兵士及び勤労大衆の掌中にある政治機関であり、かつその手中に入ったところの領域における帝国主義＝国民党＝地主、ブルジョアジーの政治に代置するものである」と声明している。即ち中共指導部は国民党打倒を第1とし、労働者、農民、小ブルのみによる反帝闘争を特色とし、反帝闘争も依然として帝国主義一律敵論であった。

以上のような方針は国際情勢が一段と緊張し日本帝国主義の東北強奪が明らかになった時点においても依然として中国人民の民族的立場をはなれ、ソ連擁護の為の対ソ戦準備反対の反帝理論は不変であった。

たとえば国民党の第四次囲剿のさしこまれた六・二一決議においても「白色地区における反日反帝運動はすでに高度の段階に達し、これまでのように国民政府に対する請願とか、学生を中心とした罷業とか、示威とかというような運動方法とは異なってその運動はすでに労働者の罷業ならびに民族革命戦争の形態をもって極めて激烈となってきたのである。すなわち反日の民族戦争は東三省において極めて大規模に行なわれているが、同時にこの戦争は、帝国主義列強の中国分割に反対するための戦争であり、ならびに国民党に反対するための戦争であることはいうまでもない」と述べ、提起されたスローガンにおいても「帝国主義の中国分割に反対し、中国を武装防衛せよ」「帝国主義のソビエト同盟攻撃に反対し、ソビエト同盟を武装防衛せよ」を提起し、ソ同盟の武装防衛、反帝同盟、「ソ連の友」の組織強化および拡大再組織の為の代表大会の挙行をよびかけている。

更に翌7月に出された7月決議においても「国際帝国主義が第四次囲剿の組織者であることはすでに繰返してのべた。彼等はすでにソビエト同盟攻撃の根拠地たらしめんと満州自治国を成立せしめたが、同時に彼等はまた中国ソビエト、赤軍攻撃の根拠地として上海を国際自由市たらしめんと企図しつつあり」として反帝工作、武装ソビエト同盟擁護の任務を提起している。

注4 中華ソビエト共和国臨時中央政府対外宣言 資料集5巻 資料61 P454.

注5 中ソ一全大会：全世界の勤労者ならびに政府に告ぐ、波多野乾一編 資料集成中国共産党史（以下党史と略称する）第1巻 P597.

注6 六・二一決議、党史第2巻 P44.

注7～9 中共中央：帝国主義、国民党の第四次囲剿とわれらの任務についての決議 資料集6巻 資料9 P65.

注10 七月決議 党史第2巻 P68.

次に国際連盟の満州調査団派遣に対する中共指導部の方針をみると「現帝国主義強盗の連盟調査団」のレットルのもとにこれを批難し続けてきたが、その報告書が発表されると(12月2日)中ソ臨時政府は反対宣言を行い「リットン報告書は公開的に最も無恥的に中国分割の新計画を宣布したものである。すなわち日本及び一切の帝国主義は、満州は当然占領すべきのみならず、かつ当然中国全部を分割すべきであると公開的に宣布し、同時に日本の満州占領及び上海の流血事件を正当であると明白に宣布している」と宣言する。

以上満州事変直後の中共中央の反帝闘争の概略をのべたのであるが、この期間(1931年～1932年)の抗日闘争は反帝闘争一般論の中に埋没せしめられている。この時期における反帝闘争の特色は次の四点に要約され得ると思う。

- (1) 帝国主義全体との闘争を行うべきであり、抗日闘争はその主要な一部分に過ぎない。
- (2) 主要な敵は国民党であり、国民党打倒の目標を達成せねばならない。
- (3) この闘争の主力は次の四階層である。すなわち労働者、農民、学生、一般大衆であり中間層*を含めていない。
- (4) この闘争は同時にソビエト同盟擁護の闘争と密接せしめねばならない。

* 中間層を反帝統一戦線より除外せる点についてみると、具体的な団体として指名しているものは、社会民主党、社会と教育派、AB団、第三党、トロツキスト、陳独秀派とし、これ等の諸団体の階級的性格については次のように説明している。これ等の諸団体はより狡猾な方法～例えばもし共産党が暴動的政策を放棄し、一致、外に対するならば共産党は合法的に存在を許し、赤軍を国民軍に改編してもよるしい等～で大衆を欺瞞しながら、中国経済を破壊し、帝国主義を幫助するのは国民党ではなく、それは共産党であり、赤軍であると宣伝し、地主、資産家階級の維持につとめているものであるとしている。

以上のように中共中央の反帝闘争もコミンテルンの指摘と人民大衆の抗日闘争の中で次第に抗日連合への方向へ傾斜し始める。コミンテルンは満州事変後の極東情勢を分析*して新しい戦争の危機とソ連に対する干渉の準備を指摘し、極東における帝国主義諸国間の矛盾の増大を指摘している。

* コミンテルンの分析は次のようである。

日本による満州の奪取と上海に対する攻撃とは、中国における勢力圏の確定に関して、合衆国、日本及びイギリスとの間にこれまで存在していた盟約をひっくりかえしてしまった。日本帝国主義はフランスと同盟を結び、かつイギリスの実際上の支持を得て満州を自己の植民地に変えつつあり、かくしてまた、中国分割のための武力闘争とソ連邦に対する干渉とを日程にのぼせている。フランス及びイギリスの命令通りに行動する国際連盟は日本を支持している。合衆国は極東における自己の帝国主義的目的を追求するに際して、もう一つの軍備競争を公然と険悪化している。

太平洋における諸敵対の凝集は、新たな帝国主義世界戦争を醸成する主な温床を形成しつつある。

(ジェン・デ・グラス著 コミンテルン・ドキュメントⅢ 現代思潮社 P206)
対馬、雪下、石井訳

このコミンテルンの情勢分析を中国共産党は無保留で接受し、機械的な反帝闘争の転換が要求されるのである。

注11 中ソ臨時政府宣言(1932年12月6日)党史第2巻 P92.

注12 中共五全大会: 目前の形勢と党の任務決議 資料7巻 資料3, 及び党史第4巻 P18.

一方日本帝国主義の侵入に対する中国人民の抗日行動は、中共指導部をこえて前進して行く。満州及び上海南京における自然発生的な遊撃闘争は全滿的な運動と中国本土における都市労働者の大規模のデモ、義勇軍の組織等は八・一宣言がだされてもしかるべき情勢にあったと当時上海に駐在していた中西功氏がのべている。このような大衆の抗日運動の組織化について当時の中共指導部のとった方針は必ずしも適切とは認め得ないものであった。例えば、事変直後に出された緊急任務に関する決議においても抗日闘争は国民党の遂行しつつあった第三次囲剿勝利等の任務におきかえられている^{注13}、その直後に出された日本帝国主義の満州武力占領事変についての決議においても抗日の意義は、ソ連擁護が中心となり、抗日の任務は従属的な意義しかあたえられていない^{注14}。

又、このような人民の抗日運動におされて中共指導部が行った日本に対する宣戦布告においてもその主敵は依然として国民党政権であった。すなわち「中華ソビエト共和国臨時政府は、全国の労働者、農民、兵士及び一切の被圧迫労働大衆に向って直ちに民族革命戦争を実行し、ただちに日本帝国主義と闘い、まず第1に帝国主義を援けて民族革命運動を圧迫し、民族革命運動を阻止するところの国民党の反動政治を顛覆することを宣言するものである^{注16}」として従来の反帝理論のわくを脱していない。抗日情勢の大きな変化にもかかわらず、プロレタリアートの指導のもとのみ抗日闘争があり得るとの原則を固持し、抗日闘争を内戦への転化の機会と判断し、統一戦の要求を拒否し、中華ソビエト政府と労農紅軍のみが革命的であると、現下における中国情勢が革命と反革命の決定的闘争の時機と判断したことは中国の抗日民族統一戦線運動に打撃を与え、結果的に蒋介石を援助することになったのである。

このような抗日闘争における指導上の誤りは自己批判的にコミンテルンに提出* されているが、欠点是正の方針は具体的には提出されていない。

* 提出された報告書は次の様にのべている。「1932年の満州事変ことに上海事変後は実際に非常に好都合な客観的状况があったのである。そのときには単に労働者、農民のみならず、小ブルの有力な部分、全学生、都市貧困者等の数千万人が闘争に立ち上ったのである。この反帝国主義運動はその範囲において、その発展の程度において1925～1927年の反帝国主義高潮より遙かに大きなものであった。……今日中国において反帝同盟、日本帝国主義に反対する団体等多数の大衆団体が出現している。わが党はこの時期にあたって日本帝国主義に対する闘争のスローガンを巧妙に指導することによって広汎な大衆の指導を掌中におさめることができた。しかしこの事は党によって大部分成功しなかった。その理由はなによりも党が反帝国主義統一陣営を再建することを理解しなかったからである（第12回ブレナムへの中共報告、党史第3巻 P747～749）。

たとえば1932年9月18日、満州事変一周年に通電している抗日宣戦においても依然として国民党主敵論に立つ抗日闘争である。電文によると「ここに認識すべきことは、ソビエト政府があつてはじめて全国の民族戦争を指導し、直接日本と闘い、帝国主義の中国分割に反対することができ、又全世界の無産階級、被圧迫民族はソビエト同盟があつてはじめて中国民

注13 中西功：中国革命と毛沢東思想 青木書店 1969、P206—207.

注14 労農紅軍が第3次囲剿を突破し、革命的危機が成熟しつつあることによって生じた党の緊急任務についての決議（1931年9月20日）資料集5巻 資料49 P361.

注15 中共中央・日本帝国主義の満州武力占領事変についての決議 資料集5巻 資料50 P377.

注16 対日宣言 党史第2巻 P22.

衆と照合し、帝国主義の国際的勢力に反対することができる。ここにおいて吾等の要求するところは労働者、農民、兵士及び学生^{註17}の一切の勤労大衆の武装組織に努力し、広汎に亘って抗日義勇軍を組織することができる^{註17}」とのべている。かくの如く当時の中共指導部は反帝理論による帝国主義一律敵論、国民党打倒第一主義、労、農、小ブルのみによる反帝闘争のわくを脱しきれずに満州事変直後の一年余を過ごしたのである。

2 満州事変と満州党委員会

満州における党の活動はコミンテルン(中共)方針が未浸透の時期がしばらく続いた。その理由は中共党部の中に根深く残されていた満州特殊論、関外主義、北方落伍論等であり、この考え方は中国本土の革命運動をそのままの形態で満州に波及することはできないとする。その理由としては満州の社会機構は政治的にも経済的にも中国本土と異なるものである。すなわち満州には中国本土の如く軍閥闘争もなく、開発も比較的進み、労働者、農民も中国本土の如く餓死線まで追いつめられた革命情勢に直面せず、したがって労働運動も局部的・自然発生的であり、農民運動も朝鮮人貧農を除いて、大部分の農民は階級的自覚、階級的対立等はどうも望み得ないとの観測に立つものであった。しかしこの様な条件が変化した場合満州省委の活動方針の変化を促がざるを得ない。条件の変化は東北軍閥である張学良が米国籍資本と結合、更に南京政府と妥協結合したことである。この事は満州のもつ中国本土の政治的軍事的紛争からの隔離性を破壊し、軍事抗争は満州をも包含するにいたった。他の変化は満州における農業恐慌の進展である。この農業恐慌は満州の農民生活の破壊窮乏を促進していった。この二つの客観的条件の変化は満州省委の活動面にも変化をひき起こす。即ち従来の関外主義である都市中心の微温的^{註18}活動を「一省又は数省における首先的勝利」をうたった李立三コースに変更するのである。

1930年9月満州省執行委員会を満州総行動委員会と改称し当面の工作の重点を次の三点にしばった決議^{註19}を行う。すなわち

- (1) 政治的ストライキの組織、
- (2) 地方バルチザンの組織とソビエト政府の樹立、
- (3) 土兵暴動の組織と紅軍の建立、である。

この李立三コースに基づく活動は中国本土においては一時的に長沙攻撃とソビエト政権の樹立等があったが、満州においては、五・三〇記念暴動、八・一国際赤色デー、八・二九朝鮮独立記念日における吉敦鉄道の暴動等があったが、いたずらに多くの犠牲を出し、反動的弾圧を加重したに過ぎなかった。その原因は満州省委の主体的力量の不足である。革命動力となるべき満人農民は党の勢力範囲外に無組織のまま放置せられ、実践的組織力となったのは都市中心の一部労働者と南満地区の朝鮮人農民中の主義者のみであった。

この李立三路線の失敗はコミンテルンによって指摘*され中共中央もこの批判にこたえ、1930年11月25日李立三を政治局より後退せしめ、1931年1月上海でひらかれた四中^{註20}全会においてこれが確認される。満州においても省行^{註20}委会は1931年4月の拡大会議で李立三コースを

註17 対日宣戦通電 党史第2巻 P25.

註18 中共中央政治局：新たな革命の高潮と一省又は数省における首先的勝利（1930年6月11日）資料集5巻 資料1 P3.

註19 満州の政治情勢と党の任務及び工作方針：満州国軍政部軍事調査部編 満州共産匪の研究（以下研究と略称する）第1輯 P17.

克服する。

* コミンテルンによって指摘された諸点は

- (1) 主要都市における労働運動の落伍
- (2) これらの主要都市は帝国主義の包囲下であり、この事実を無視した活動は暴動である。
- (3) ソビエト活動は幼稚であり、事実ソビエト政府は現存していない。
- (4) 紅軍の組織が弱く不十分であること。

(コミンテルン執行委員会の中共中央宛書簡1930年10月, 資料集5巻 資料18 P125)

以上の路線変更と満州事変とは満州省委に対して新らしい任務を課することになる。それは抗日大衆運動指導である。その原因は抗日大衆は、(1)叛乱した張学良系軍警と大刀会、紅槍会等の活動とが結合し反日組織の人的資源を構成し始めたこと、(2)反満抗日の気運が自然発生的にたかまり、従来のゲリラ活動の外郭的団体であった反日会を急速に発展させ、ゲリラ部隊の大衆的基礎を強固にしたこと、(3)農業恐慌による農民の貧困と、満州の政治的変革にともなう治安混乱によって、ゲリラ化する農民の増加は抗日組織を従来の都市中心の局部的な大衆組織を急速に清算し、全満的な組織に拡大強化する条件と必要とを生じたからである。しかしこれに應える満州省委の主体的力量の不足に加えて、中共指導部に依然として残された李立三コースの路線* は満州省委に対しソビエト路線を指示したのである。

* 中共指導部は満州省委に対して1931年10月22日批判書を送って中心任務を指示する。その誤りとして指摘した要点は、(1)大衆に抗日運動が起っていることを十分に把握していない、(2)大衆への指示も満州占領反対、全国ソビエト政府の樹立等を漫然と提起するのみで自らの政府樹立を主張していない、(3)反日を第1とする指示が不足している。以上の三点を指摘し、具体的な中心任務を次の様に指摘する。(1)満州におけるソビエト政府の樹立を農民闘争と土地革命を通じて具体的に実行すること、(2)各種の反日的大衆団体を(労働組合、農民協会、貧民協会、革命学生会等)を組織し、これらの革命的諸団体による代表者会議を結成する(ただしこれ等の代表者会議には地主、ブルジョア及び売国的降伏者を絶対参加せしめない)、(3)少数民族(特にモンゴル、朝鮮民族)に対して日本帝国主義の分裂運動に対抗すべきであるとする。以上の様に満州省委への指示は抗日運動の内戦への転化、ソビエト革命の遂行、兵士の叛乱等であり、李立三コースの清算は行われていない(蘇広:日本帝国主義の満州占領に反対する闘争における満州党部の中心的任務 資料集第5巻 資料56 P409)。

かかる状況に対してコミンテルンは1932年春モスクワに於いて東方会議を開き満州に対する対策を協議し「事変以来満州の政情は激変し、南支とその趣きを異にし、ことに革命意識のまだ幼稚な満州において紅軍或いはソビエト区域を組織するが如きは時期尚早なり」として次の様な方針を決定する。すなわち中心目標を民衆の反日満思想の激発におき、ソビエト区および紅軍建設は取り下げ、下層統一戦線の方針によって労農大衆、ことに在満ゲリラを懐柔し反日民族革命運動を展開し、東北人民革命政府を組織し、もって満州の革命運動を激発し、その基礎の上に将来ソビエト政府を建立することを決定する。この決定の中での満州の特殊性を認める方針は同年6月開かれた北方会議においては却けられ満州は他の北方の諸省(陝西、河北、河南、山東)と共に北方地域とし一括して中共中央の指導をうけるこ

注20 李立三: 党中央政治局と四中全会に宛てた声明書(1930年12月) 資料集5巻 資料22 P155.

注21 研究. 第1輯 P20.

となる。その大会においての主なる決定は、(1)北方落伍論、又は北方特殊論^{註22}に対して北方ソビエト創設をよびかけ、これらの論の日和見の本質を糾弾する。(2)は北方における新しいソビエト区を樹立してソ連を守り、一省又は数省の首先的勝利をかちとることを指示し、北方各党への任務としては、(1)労働者のストライキ、(2)農民の遊撃戦、(3)兵士の反乱を支持し、これ等の任務を遂行する中でソビエト創立を訴えている。

北方会議は李立三コースを清算するものではなく、更にきびしく満州にまでソビエト建設を指示しているが、満州に限って見た場合、従来の誤りの若干を指摘していることは注目される。すなわち、(1)満州の党組織が、発展しつつある民族革命戦争の指導を日和見主義と軽視することの誤りの指摘、(2)反帝闘争の中で抗日運動の指導を拒否することの誤りの指摘である。この指摘は今後の抗日民族統一戦線組織上の問題を提起したものであった。

以上の満州における急迫した情勢に対してコミンテルンは1932年9月第12回プレナムにおいて中国共産党に対して次の任務を指示する。

- (1) 日本およびその他の帝国主義者に対し、中国の統合(統一化)をめざす民族革命闘争スローガンの下に大衆を動員すること。
- (2) ソビエト地域を発展させ、かつ統一すること、紅軍を強化すること。
- (3) 国民党体制を転覆するために闘うこと。
- (4) 赤色労働組合を大衆組織に転換するために断乎たる政策を追求すること。国民党系組合に所属する労働者を獲得すること。
- (5) 満州において、農民委員会の形成、税、および政府法令のボイコットの呼びかけ、帝国主義者の手先の財産の没収、選挙された人民政府の樹立のスローガンを提唱しつつゲリラ運動を展開すること。
- (6) ソビエト地区の諸成果、および中国の労働者、農民とソ連邦との兄弟同盟のスローガンの大衆化。

以上の六点が指示されたのである。これ等の指示の中で注意される点は次の二点である。第1点は中国本土への任務として新しく下からの統一戦線の戦術*が取り上げられた点であり、第2点として満州への任務が新しく中国本土とは別に与えられたことである。これは東方会議において指摘された点を新しく具体化したものであり、土地革命において新たに農民委員会の形成と選挙された人民政府の樹立の指示である。これは従来の反帝闘争にくらべて満州における抗日統一戦線形成への具体的指示とも思われる。

このコミンテルン指示によって中国本土及び満州における抗日運動は新しい展開を示すことになる。

* 下からの統一戦線とは、真の意味の抗日民族統一戦線へとその戦略を転換するまでの抗日統一戦線政策を意味する。その内容とするところはソビエト革命を放棄せず、抗日諸勢力を結集して抗日運動を行うと同時にそれによって国民党を包囲して行くものであり、根本的には国民党をのぞいた「下からの」抗日勢力の統一戦線組織を目標とするものであり、後の全民族的抗日統一戦線に対して、その性格上の差から区別して呼ばれているものである。

註22 中共北方各省委員会代表連席会議：革命の危機の増大と北方の党の任務(1932年6月24日)資料集6巻 資料10 P68.

註23 前掲、コミンテルン・ドキュメントⅢ 国際情勢とコミンテルン各支部の任務に関する共産主義インターナショナル執行委員会第12回総会テーゼ、P211.

〔Ⅱ〕 抗日統一戦線結成への動き（1933年代の抗日統一戦線）

1 中国本土における統一戦線への動き

コミンテルン第12回プレナムによって指摘された新しい抗日方針は1933年以降の段階において下からの統一戦線の方針として具体化される。1933年1月7日中華ソビエト臨時政府は毛沢東首席、副首席項英、張国燾、中国工農紅軍革命軍委員会主席朱徳の連名で抗日合作宣言を発表して次の様に宣言する。「中国共産党は如何なる武装隊位とでも戦争の作戦的協定を訂正し、日本帝国主義の侵略に反対する準備を有する^{注24}」として、三条件下* に抗日統一戦線の結成をよびかける。

* 三条件とは

- (1) 即刻ソビエト区域への攻撃を停止すること。
- (2) 即刻民衆の民主的権利（集会、結社、言論、出版、デモの自由と政治犯の釈放等）を保障すること。
- (3) 即刻民衆を武装し、武装的義勇軍隊伍を創設し、もって中国を保衛し、ならびに中国の独立・統一と領土の保全を闘いとること。

中共側より提示された合作のよびかけは蔣介石によって拒否されながら、他の一般人民及び諸団体に対しては大きな衝撃を与えたものと考えられる。適例としてあげられるのは1933年11月、福建に勃発した政変である。福建にこの時つくられた政権は従来の政変の型を破り、中華民国を根本的に否定し、中華共和国の元号を用い新国旗を制定している。この政権の性格は国民党19路軍を背景とした権力であり、思想的には社会民主党、第三党等が加入した中共のよびかけにこたえて樹立された反国民党の地方政権である。この政権に対して1月提案と同じ内容の作戦協定が中共毛沢東、朱徳両名より提案される^{注25}。この提案に応じて、福建、廣東両軍と中共との間に相互不可侵協定* が締結される。このような共同闘争の協定にもかかわらず、この人民革命政権は僅か2ヶ月の短命のまま蔣介石の攻撃の前に崩れさるのである。

* 締結された不可侵協定の内容は次の六項目である。

- (1) 紅軍現占拠地は紅軍において積極的に建設を行うこと。
- (2) 上坑、武平方面よりの廣東軍は紅軍が責任をもって之を防止する。
- (3) 人民政府は紅軍に対して軍費30万円を支給する。
- (4) 南京政府及び帝国主義打倒に関しては、一致行動をとる。
- (5) 人民政府は、食糧その他の必需品供与の便を謀る。
- (6) 人民運動に同意し、工農の一般民衆支配策を採用する。 （党史第3巻 P262）

協定の一方の当事者である中共はこの人民革命政権に対して如何なる態度をとったのか。実際の援助を行うことなく、「人民革命政府樹立後一ヶ月を経過しその実際の政治は人民

注24 中華ソビエト共和国臨時中央政府・労働紅軍革命軍委員会：宣言（対日作戦協定締結のための三条件）資料集6巻 資料28 P172.

注25 党史第3巻 P262.

的でなく、又革命的でもないことが実証された^{注26}」としてその実態を暴露し、福建、廣東の労働者、人民一般に対しては「人民革命政府が幾分かの革命性を有するか、或いは完全な反革命の詐術とを試験すべきこと^{注27}」として人民革命政府への批判を訴えている。更に人民政府が蒋介石軍の攻撃により苦境に立った1933年12月20日と1934年1月13日の再度にわたって協定履行を促がし、特に第2回目には六項目の緊急提案*を行っている。

* 緊急提案の六項目は次の通りである。

- (1) 人民政府はただちにその宣言及び協定において承諾した人民の民主的権利を実現すべきである。
- (2) 人民政府はただちに福州およびその附近ならびに泉州、漳州各地の大衆を武装し、広汎な大衆を反日反蔣戦線に参加することを援助し、擁護し、福州、漳州の各地を防衛すべきである。
- (3) 大衆を援助し、ただちに反日反蔣の闘う団体を組織し、戦局の緊迫化を口実にしてこうした組織の発展を妨害したり、禁止すべきではない。
- (4) 蒋介石敵軍の後方(福建、浙江の沿岸各地など)の民衆の武装組織と反日反蔣活動を実際に援助すべきである。
- (5) 諸氏の隊列内にある蒋介石への投降を準備したり、帝国主義の保護を要請したりする連中を断乎として一掃すべきである。
- (6) 反日反蔣のためには、ソビエト及び紅軍と最後まで協力すべきであり、また有効な方法をもって、一致連合した軍事行動をとる以外にないことを十九路軍全將兵に声明すること。

軍事協定の援助を行わず、一方的に協約の履行を要求し、人民革命政府を見殺しにした中共指導部は声明を発表し、人民革命政府の滅亡を次の様に評している。

「福建人民革命政府の歴史、反革命的改良主義の歴史こそ、ただ力を空費して第3の道を探し求める者の歴史である^{注28}」と。

しかし抗日統一戦線結成に対する中共指導部のこの方針は党内に多くの論議を呼んだことは当然である。当時開催中の中共五中全会における福建人民革命政権の性格についての論議をみる。この大会で毛沢東は「この人民革命政府の出現は国民党系列内に一歩進んだ分裂のあることを示している。ソビエト運動の偉大なる勝利と国民党が全国民衆の面前で破産したことによって国民反動支配階級の一部は、やむなく国民党の道とソビエトの道以外の第三の道をさがし求め、反動支配階級の断末魔の運命をもちこたえようと企てて新しい方法をとろうとしたのであった^{注29}」とのべ、この政府を偽装された国民党の代理的な地方政権と規定している。しかしこれは全会一致の承認を得なかった様で次の報告で毛沢東は繰返して説明する。すなわち「ある同志は、福建の人民革命政権についてそれが多少の革命性をおびており、完全な反革命でない^{注30}と述べたが、この意見も正しくない。私の報告の中ですでに指摘したように、人民革命政府の出現は反動支配階級の一部が瀕死の運命を挽回するために民衆をたぶらかす新しい手段である^{注30}とし、更に大会宣言の中では「二ヶ月にも満たなかった福建人民革命政府の存在こそ、いっさいの反革命的改良主義者にもっとも痛烈な嘲笑と諷刺を与えたのである^{注31}」として明確に反革命と規定している。

注26. 27 中共中央：福建事変のため全国民に告ぐ 資料集第6巻 資料73 P490.

注28 中共中央：福建事変にさいしての第二次宣言(1934年1月26日)資料集第6巻 資料80 P590.

注29 中共中央：6期5中全、毛沢東報告(1934年1月27日)資料集第7巻 資料7 P105.

注30 毛沢東：第2回全国ソビエト代表大会における中央執行委員会報告の結論 資料集第7巻 資料7 P105.

注31 第2回全国ソビエト代表大会宣言(1934年2月12日)資料集第7巻 資料12 P136.

以上の様に1933年の大衆の盛りあがる反満抗日の運動を反映して、抗日の為の統一戦線の呼びかけは先ず中国共産党の側より出されたが、福建事件に現われたように実践的に成功させることなく終った。この福建事件は、中共の統一戦線戦術上に大きな問題を残したが、中国共産党は第三次左翼日和見主義路線の批判の中で、福建事件を自己批判的に総括している。「1931年同志秦邦憲(博古)を首班とする臨時中央の成立したときから、1935年1月の遵義会議までは第三回目の左翼コースがひきつづき発展した時期である。……かれらの誤ったコースは中央におかれていた根拠地及び近隣の各根拠地でさらに一步進んで実行され貫徹されるようになった。……とくに福建事件にたいする政策において左翼的コースの誤りは完全に貫徹した^{注32}」。

中央の呼びかけた抗日統一戦線の第一の試金石としての福建事件における合作の失敗は、当時の左傾路線の誤りとして批判されて当然であるが、しかし一方この誤りを克服する新しい方針が出されるべきである。これは抗日統一戦線形成の運動が福建事件の如き苦い経験をふまえながら、一方において1933年5月張家口を根拠地とした馮玉祥軍の抗日同盟軍の蜂起のあった事は中共の提起した抗日連合の呼びかけにこたえたものと考えられる。又一方王明がコミンテルン執行委員会13回プレナムで満州事変後2ヶ年の抗日闘争を総括した中で次の様に分析していることは新しい方向を示唆するものである。すなわち

「9・18事変以前の反帝闘争は大衆の間から提起された切実な問題ではなかった。しかし9・18以後は民衆の切実な課題となり、民族的危機からの脱出は人民各層の切実な課題となってきた。そして中国共産党は今日にいたるまでの戦術を現実^{注33}に首尾一貫させ誤りなく遂行することには成功していないという事実を率直に認めなければならない」と。

コミンテルン指導下における抗日統一路線はファシズム反対、ソ連擁護という防衛的課題をこえて、中国の独立、民主という中国独自の課題と結合せしめられねばならない、新しい課題を担うことになる。即ち抗日民族統一路線の1934年代の課題である。しかし1933年代後半より中国本土におこった人民の自然発生的な抗日運動の組織化が残されていた。この目的にそったのが極東反戦大会である。1933年8月上海において開催されたこの大会は江蘇省委の総括によってみると大会3日目ソビエト区代表及び紅軍代表の発言があり、4日目は満州、チャハル代表及び抗日義勇軍代表の報告がある。とくに紅軍代表は東北義勇軍に対して連帯の挨拶を行い「9・18、1・12事変後、東北義勇軍が日本帝国主義と艱苦奮闘していた時、紅軍兵士は一人一個銭宛の募捐をなし、義勇軍を援助したのである。このとき紅軍の兵士は「北に向って発展、」南昌を打て、」帝国主義と作戦せよ、」といい一人として興奮しないものはなかった^{注34}」と述べている。宋慶齡に代表された中国全本土の一般大衆の反日運動と東北義勇軍とを統一的に総合したことは大きな成果であり、この成果が大会後の宣伝方針を決定し、その方法として各派の勢力下にある大衆に呼びかけ、派閥、信仰のいかにかわらず下層からの戦線統一を呼びかけて行くのである。この大会は従来からの誤り*を充分にぬぐいさることはできなかつたが、抗日統一戦線の前進に大きな役割を果たしたことは否定で

注32 中共中央六期拡大七中全会：若干の歴史問題についての決議（1945年4月20日）資料集第12巻 資料44 P 243. 尚この総括された若干の歴史問題についての決議は1967年以降出版の毛沢東選集からは削除されている。

注33 王明：植民地及び半植民地における革命運動と共産党の戦術、コミンテルン第7回大会での演説 資料集第7巻 資料69 P534.

注34 党史第3巻 P232.

きない。

* 大会決議における反帝斗争が依然として帝国主義一般論であり、大会の真の目的は帝国主義の対ソ武装干渉に反対することをうたっている（党史第3巻P109～203）。ただしこの大会は後の抗日運動を中国人民の掌にとりもどした事により抗日統一戦線に残した大きな功績として評価することができる。

2 満州における1933年代の抗日運動（一月書簡を中心とした満州の抗日運動）

1932年9月のコミンテルン12回プレナムが中国共産党に与えた満州の任務が硬直化した反帝路線の戦術変更を指示したものであることは前述した通りである。この新方針の具体化されたのが1933年1月に満州省委にあてて中共中央の指示した所謂一月書簡である。これは9・18事变後の満州の抗日闘争を分析、その特質と欠か^{注35}んを指摘して新しい活動任務を与えている。その大要をのべる。

(1) 満州の当面の反日遊撃運動とその前途について。満州における反日遊撃隊は四種類に分類してその特質をのべている。

- (イ) 旧吉林軍によって組織されたものであり、これは張学良下の各将領によって指導されている。この部隊は自己の搾取者としての為^{注35}にのみ抗日戦争に参加している（われわれは彼等に反対せねばならない）。
- (ロ) 大部分が小ブルジョアジー、労働者の反日義勇軍で、国民党の影響を比較的うけていないのであり、この将来は労働者、農民に対する政策いかにかかっている。
- (ハ) 各種の農民の遊撃隊（大刀会、紅槍会、自衛団）であり政治的に未熟であり軍事技術上の弱点をかかえている。故に自己の運動を真に革命の軌道にのせることができないでいる。
- (ニ) 赤衛遊撃隊である。これは遊撃隊の中でもっとも先進的であり革命的である。しかしこの遊撃隊は満州の反日遊撃隊の中で指導者となり得ず、又この運動中の基本的勢力ともなっていないのである。

この様な抗日勢力の分析の上に立って満州省委の任務は次の様になる。

(2) 満州省委の満州における戦闘任務。

この為^{注35}に提出された任務は

- (イ) 統一戦線の結成である。でき得る限りの全民族の反帝統一戦線を結成するがその統一戦線は反日統一戦線であり、又それはソビエト革命への準備とすることである。又統一戦線結成にあたり次の三点に留意することである。すなわち、①いかなる場合においても政治、組織上の独自性を保つこと。②できるだけ下からの統一戦線をつくること。③統一戦線におけるプロレタリアートの指導権を確保すること。
 - (ロ) 統一戦線結成における各階級の任務をそれぞれ労働者、農民、罹災民、軍隊組織内の兵士、小ブル、朝鮮人、モンゴル人、更には在満日本人等に活動目標をかかげて具体的に指示している。そして全般的なアピールとして中共が先に発表した作戦協定三条件中の二条件（ソビエト区内への進軍停止、民衆の一般的民主主義の自由と武装の自由）を大衆化することを要求している。
- (3) 満州の党の強化と発展をはかる。

注35 中共中央：満州の各級党部及び全党員に与える書簡～満州の現状とわが党の任務について 資料集第7巻 資料29 P173.

抗日闘争における指導権確保の可能性から遙かにたちおくらせている満州党の組織的強化が必要とされる。1925年～1927年の闘争の経験をへていない満州の党は幼稚で人材がないとの偏見をすててしまわなければならない。その為大都市や遊撃区に地方委員会を樹立させ、すべての遊撃区とすべての重要企業（満鉄、撫順等の炭鉱、大連、松花江の航運業等）とすべての大衆組織（反帝同盟、反日会、農民委員会、大刀会、紅槍会等）とつながりをもち、かれ等の中に党の支部を結成すべきであるとしている。

以上、一月書簡の概要を基本的に要約すると次の四点となる。

- (1) 現時点における満州の状態は1925年～1927年の第1次国共合作時に酷似している。
- (2) 反日統一戦線を結成し、大衆的革命政府樹立を目標とし、ソビエト政権は宣伝のローガンとする。
- (3) 農民の要求を支持し、土地革命を反日闘争と結合する。その場合土地革命は満州の特殊性から急激とならざるを得ないだろう。
- (4) 党の力が弱い、したがって組織の強化を第一とすべきである。

この四点にしたがって具体的な政策* が指示される。

* 農民を組織し統一戦線に加えることが指示され農民委員会が組織されるべきであり、次の項目を中心として土地革命を通じて反地主闘争を指導する。この闘争項目として六つが指示される。すなわち

- (イ) 秋収の8割を農民にかえすこと。
- (ロ) 日帝、満州国政府、軍閥への税不払い。
- (ハ) 日帝、満州国政府の農民屠殺反対。
- (ニ) 農民の住宅の焼払い、財産、家畜の掠奪に反対する。
- (ホ) 高粱の自由栽培を許せ。
- (ヘ) 日帝の実行しつつある奴隸化法律に反対する。

以上の一月書簡にもとづく満州省委の統一戦線形成への方針と活動状況を述べる。

1933年2月李耀奎が満州省宣伝部員として天津に赴き、北方会議に出席後、満州に入り、ハルビンを拠点として一月書簡にもとづく活動を開始する。組織強化をはかるために満州省委委員会の組織を整備し、中央には組織部、宣伝部、職工部の三部をおき、この外に秘書所、軍事委員会、人民革命政府軍組織準備委員会、東北反日総会、満州総工会準備所をおく。一方地方機関としては、遊撃区と非遊撃区とに分け、非遊撃区は都市と指定され、ハルビン、長春、吉林、大連等がこの中に入り、遊撃区は、東満、南満、北満の三区に分けその下部機関として次の県委員会がおかれた。

北満遊撃区……各県委員会は、珠河、綏寧、湯原、密山、饒河、勃利

東満遊撃区……安敦和、東満特別区委

南満遊撃区……磐石、通化、輝南、柳河、清原の各県委、南満特別区委

尚これ等の遊撃区はそれぞれの地区委、県委の指令をうけることになる。

次に整備された各区の軍の組織についてみる。満州事変前の在満馬賊数は約6万（奉天省約3万、吉林省約1万、黒龍江省約6000人、熱河省約1万4000人）と称せられていた。満州事変後張学良は遼寧省政府を樹立して失地回復をうかがい、敗残兵を整理して東北義勇軍別動隊を組織した。1932年日本軍によって壊滅されたが、直ちに各地の義勇軍、その他の団体を結集した

遊撃隊が自然発生的に形成された。その数は約17万と称せられるがその内訳をみると次のようになる。^{注36}

旧東北救国義勇軍系	約 8万9000人
反吉林系義勇軍	〃 3万人
馬占山系義勇軍	〃 2万3000人
反吉林軍	〃 2万5000人
馬占山系残兵	〃 5000人

この外に土匪とみられるもの(純馬賊)約4万人とみられていた。

これ等の雑多な抗日軍を組織して統一的な軍組織に編成替することが一月書簡によって示されたが、これを東北人民革命軍として組織するには若干の日時と解決されねばならぬ諸問題が残されていた。今各地区における組織化の過程を簡単にみる。東満区と南満区とにおいては従来の赤色遊撃隊を中心として、各種遊撃隊を逐次人民革命軍に組織した。北満地区において反日遊撃隊を成立せしめて、これを人民革命軍の萌芽としている。したがって各遊撃区における隊の性格*は歴史的に種々なものをもっていた。

* 各地区の遊撃隊の特殊性としては南満の最初の遊撃隊は東北農工義勇軍(磐石県に組織され、後の東北人民革命軍第一軍に発展)であり、東満の場合は山林農工義勇隊(後に東北人民革命軍第二軍の母胎となる)が組織されたのであり、北満の場合は満州省委の指導下に組織された東北反日遊撃隊である(これが後に東北人民軍第三軍に改編される)。

ついで統一的政権確立への活動をみる。満州全体の活動からみると東満地区に樹立の気運がたかまっていた。一月書簡の出される以前の東満地方は李立三コースによる武装暴動が行われたが、組織が弱く、盲動的であり、その主力が朝鮮人であったため、弾圧を絶えずうけていた。李立三コースの停止によって東満地区は一応の平静をとりもどしたが、李立三コースの反動としての右翼偏向への動揺の中で満州事変をむかえている。事変後東満地区委員会では東北軍の敗残兵を組織し、抗日闘争を激化さす中でこの闘争を土地革命と結合し農民闘争の発展をはかった。その方法として、地主の土地没収、土豪劣紳の政権剝奪、苛税雑捐の廃止等を行ったが、赤色遊撃隊と他の遊撃隊の統一作戦成立の失敗等により組織的行動は不可能となり、逆に日満軍の力の及ばない山間地帯に赤色地区(ソビエト)を作りソビエト設立の条件のかけている地区では革命委員会*をつくった。

* 赤色地区及び革命委員会の組織等については[Ⅲ]に詳述する。

東満におけるソビエト地区の出現は一時的に成功したかのようにみえたが、現実には実施上の困難性、および基礎的農民が朝鮮人であることより生じた民族主義的傾向等はむしろ統一戦線結成上の阻害条件を拡大していったものと評価される。東満委がこれ等の阻害条件を除去して人民革命政府の政策化^{注37}に着手したのは1933年8月頃とみられ、方向転換としての新方針の要点は次の四点であった。

(1) ソビエト政府を解消し、人民革命政府を設立すること。

注36 研究. 第1輯 P17.

注37 研究. 第1輯 P89.

- (2) 赤衛隊、遊撃隊を基礎として人民革命軍を成立せしめること。
- (3) 従来の錯雑した組織を整理し、反日闘争を活潑にすること——たとえば農民委員会の設立、反日会の拡充等。
- (4) 他のゲリラ部隊との共同戦線の確立等。

従来の路線の変更とともに幹部の更迭、組織の変更等が行われたが、人民革命政府実現の道は遠かったのである。

次に農民運動及び土地革命に関する一月書簡の実現を見て行く。農民組織については中共指導によって中国農民協会総章（農民組合法～1924年7月公布）にもとづいて満州においては、間島、磐石、延吉等で組織され（1930年）、従来組織されていた農民会を農民協会に組織がえする。また一月書簡によって新しく農民委員会の発足が指示される。指示された農民委員会の任務* は、農村の政治機関であり、一定の条件下では人民革命政府の地下下部機関に転化すべき意義を与えられていたのである。

* 一月書簡によると農民委員会の任務はつぎのようになる。農村における政治機関、民衆政治の基礎となる。農民と遊撃隊との関係調節、遊撃隊への恒常的食糧の提供、貧農と雇農に依拠しながら広範な中農大衆の組織等となっている。

以上の任務を中心として従来の農民協会と農民委員会との差異を注意する必要がある。その差は政治的性格の差とみられる。農民協会においては一定の綱領に従い農民の経済生活を改善し自衛する大衆団体であるのに対して、農民委員会は一定の政治的、経済的条件の成熟によって発生した農民の自然的、民主的な政治行動団体といえる。したがって前述のように人民革命政府の地下の下部組織的性格を有するものである。この様に農民委員会が土地革命を遂行する場合には土地配分が最も大きな比重をもつことになる。何故ならば農民委員会は中心的力量として下層農民を有しているが一方で中農層をもかかえこんでいるからである。即ち一月書簡にしめされた一方で全民族の反帝統一戦線の確立の要求と、一方で満州における将来のソビエト革命の勝利の基礎準備としての階級分化と階級闘争の要求を農民委員会は土地革命の中で如何に実施するかの問題である。更に従来のソビエト方式による土地革命の後遺症^{注38}の問題である。

その主なる点をあげると、

- (1) 日本帝国主義を満州より駆逐せずに、反日団体を解散して、ソビエトを建設したことである。
- (2) 反日会員である一般地主階級の土地を没収したこと。
- (3) ソビエト建設途上において農民の土地財産を没収したこと。
- (4) 中国山林部隊を反日兵士と認めず敵視したこと。

以上のように一月書簡における統一戦線結成の方針は発足しはじめたが、満州におけるそれは多くの困難をかかえながら中国本土におけるより、より実質的な展開を始めていったとみることができる。

注38 研究 第1輯 P87～88.

〔Ⅲ〕 抗日統一戦線の発展形成

1 中国共産党の抗日戦術の転換（抗日七大綱領と反帝六大綱領を中心として）

中国共産党は1934年4月に「全国民衆に告ぐる書」^{注39}を發表する。これは日本軍の華北地方への新しい進撃に対して出されたもので抗日七大綱領* と呼ばれるものである。

* この七大綱領は同年七月博古の行ったマルクス主義研究会講演会においては、反日統一戦線の五大綱領に改められている。（資料集第7巻 資料45 博古：武装した民衆の民族革命戦争を実現するために中国共産党は何をしたか、又何をなそうとしているか）

七大綱領は次の通りである。

- (1) 国民党の投降、売国の全政策に断乎として反対し、国際連盟とアメリカに対する如何なる幻想もすてること。
- (2) 全国民衆は中国の領土防衛と独立のために決起し、神聖なる民族革命戦争を行なわなければならない。
- (3) 民衆にむかって抗日戦争と遊撃戦争に参加するよう呼びかける。
- (4) 人民を武装し、日帝の財産といっさいの売国奴、漢奸の財産を没収し、それを抗日の費用にあてる。
- (5) 日帝及びいっさいの帝国主義と売国奴の影響をふり切って、対外債務と借款の利息の支払をとりやめ累進税を実施し、〔これを抗日の〕費用にあてる。
- (6) 中国は対日断交を行ない、陸海軍を総動員して対日作戦を行ない、ソビエト区域への進攻と軍閥戦争を直ちに停止すること。
- (7) 国民党、南京政府の東北、華北、そして中国を売り渡す塘沽協定、ならびに中日間の直接交渉に反対すること。である。

中共の提起した抗日七(大)綱領に対して中国人民諸階層の結合団体である中国民族武装自衛委員会準備会の提起した中国人民対日作戦基本綱領がある。この準備会の成立と性格に若干ふれることによって抗日闘争の大衆化の側面を見ていく。中国民族武装自衛委員会準備会は1933年極東反戦大会の開催を行った中心的団体である国民禦侮自救会* によって組織せられたものであり、宋慶齡を中心とした組織である。

* この自救会は左派系と目された次の七団体、すなわち国民禦侮自救会準備会、中国民権保障同盟、反日非戦同盟、女子参政権会、中華プロ文芸同盟、民権革命派、民間の抗日諸団体（東北義勇軍後援会、東北会等）であり運動としては下記の決議を行っている。

- (1) 蒋介石に自ら前線に出動し、全国軍隊を監督し、失地を回復するよう要望する。
- (2) 政府は東北義勇軍に軍需品を發給せよ。
- (3) 東北義勇軍援助金を募集し、募金清算団を組織せよ。
- (4) 危害民国治安罪と出版法を廃せよ。
- (5) 敵貨委員会を組織し、敵貨を没収して東北義勇軍及び難民に分配せよ。
- (6) 各地に分会を作り、又義勇軍を送れ。
- (7) 国際宣伝隊の組織。

自救会は蒋介石によって愛国団体とは認められず解散せしめられたが、再び中国民族自衛

注39 中共中央：日本帝国主義の華北に対する新たな進攻に際して民衆に告ぐる書（1934年4月10日）資料集第7巻 資料29 P.236.

委員会準備会として運動を開始し、1934年5月前記の中国人民対日作戦基本綱領を發表した。そして「われわれは正義の民族戦争を組織し実行に対して共同の具体的綱領を有していなかった為に、わが国人民の日本帝国主義反対の行動は成功しなかった。故にわれわれは現在絶対必要と認めるもっとも根本的な、もっとも具体的な弁法を提出してわが国人民の武装抗日の共同行動綱領としよう^{注40}」として六項目の綱領*を提出する。

* 六項目の綱領は次の通りである。

- (1) 全陸、海空軍は総動員して対日作戦を行うこと。(平時300万人の兵隊を直ちに前線に出動し、一切の内戦を停止すること)
- (2) 全人民を総動員すること。先ず志願兵による反日義勇軍を組織して、前線と後方において敵と作戦すること。
- (3) 全人民の武装化を行うこと。国民政府は中央政府と地方政府に対して、現有の武器とその他を人民反日義勇軍に給して対日作戦をなさしめる様に要求する。

(以上の為の戦費について)

- (4) 法を設けて抗日戦費を解決する。その為の法として
 - (イ) 日帝の中国における一切の財産を没収する。
 - (ロ) 一切の売国賊の財産を没収する。
 - (ハ) 国庫の収入の一切を悉く抗日戦費にあてること。
 - (ニ) 財産累進所得税を徴集する。
 - (ホ) 国内の人民、国外の華僑及び一切の中国人民に同情を有する人士から大々的に寄付を募ること。
- (5) 中国民族自衛委員会を組織すること。

これは全国人民武装抗日の総指揮機関である。各界代表(各抗日団体等)をもって構成され、その下部機関として、省、県、市、郷、区の委員会及び各組織(工場、学校等)に反日会、義勇軍を組織せしめる。

- (6) 日本帝国主義の一切の敵と連合する。

この連合は日本帝国主義内の植民地(朝鮮、台湾)の人民及び日本国内の労働者階級と連合し、一方中国人民の闘いに同情と援助を声明、又は好意的中立を守る民族、国家を友と認める。

この綱領は宋慶齡以下1887名の署名と共に中国民族自衛委員会準備会名で發表された。この署名者の中には楊靖宇、周保中等の東北人民革命軍の指導者の名も入っている。この作戦綱領は前記の反日七(五)大綱領に対して反帝(反日)六大綱領ともいわれるものである。

中国民族武装自衛委員会準備会は全中国人民にむけて対日作戦宣言^{注41}を發表する。この対日作戦宣言は日本帝国主義侵略の状況をのべた後に抗日戦を勝利するべき五点*を指摘し、この五点を克服するために抗日統一戦線を指導する中国民族武装自衛委員会の組織を訴え、その代表者大会を同年9・18日の記念日に開催することをよびかける。

* 克服すべき五点とは次の諸点である。

- (1) 日本帝国主義と戦う場合における不抗戦主義をすてること。
- (2) 国際連盟を信頼し、これに公道を求めることは、逆徒を父と認めることである。
- (3) 従来の売国奴のおこなった親日政策をすてること。
- (4) 建設救国の美名にかくれて抗日を否定することは排除せねばならない。

注40 中国民族武装自衛委員会：中国人民が日本と戦う為の基本綱領(1934年5月3日)資料集第7巻 資料37 P288.

注41 中国民族武装自衛委員会準備会：日本と戦うための宣言(1934年6月20日)資料集第7巻 資料40 P304.

(5) 敗北主義をすてる。すなわち日帝を過大評価する結果、中国人民の民族革命闘争の権利を否定することをすてねばならない。

以上のように全国民に向けて出された三つの抗日綱領及び宣言は、以前中共が1933年1月に発表した対日作戦協定に比べ種々の点で前進したものである。第1点はその提案は具体的な組織行動を伴った具体的提案であること、第2点として、これは中共独自の提案ではなく、中国人民の盛り上げる抗日運動を背景として提案された点（勿論その提案の内容は三つとも大同小異である点は人民共通の救国運動としては当然ながら、中共の一月提案の七(五)大綱領が基準になっていることは争えない）が指摘できる。

大衆の抗日意識と行動の高揚を背景に中国共産党は北方の日本軍との直接的戦闘を任務とした北上抗日軍の派遣を宣言し、1934年7月紅軍の一部を福州に派遣する。国民軍の包囲下にあった紅軍の一部をさいての北上抗日作戦については種々の批判^{注42}が出されているが、北上抗日軍の真の使命は抗日統一戦線結成の宣伝隊の役割ではなかったろうか。北上宣言文*¹、北上抗日軍派遣の趣旨を伝えた書簡*²、白区の兵士への宣伝大綱*³、具体的には機関紙「武装自衛」の発行（8月15日刊）、戦時工作研究会の設置（9月）等よりその傾向と意向が充分にうかがえるのである。

*¹ 北上抗日軍の具体的な任務はすなわち

- (1) 国連及び米英両帝国主義に対する幻想をすてること。
- (2) 対日戦をおこし、ソ区包囲をといて直接紅軍による作戦を開始すること。
- (3) 全人民を武装化、北上抗日軍と東北義勇軍とを援助すること。
- (4) 日本帝国主義の全企業と財産とを没収して抗日戦費とすること。
- (5) 普遍的に反日団体を作り（反日会等）広汎大衆を反日団体の中に吸収すること。（中華ソビエト共和国臨時政府、紅軍革命委員会：中国労働紅軍の北上抗日に際しての宣言 1934年7月15日 資料集第7巻 資料46 P352）

*² これは白区内の党員に対して北上抗日の趣旨を衆知せしめた書簡で次のように説明している。

- (1) 国民党の第五次困勦を突破することは中国独立自由を奪取する戦争であり、ソビエト運動は民族革命戦争の最高形式であることを一層明白にしている。
- (2) 白軍の動揺、革命化の促進は白軍兵士に大動揺を起し、土兵の抗日要求の浪潮を起す。
- (3) 益々広大な群衆はソビエト軍を擁護する結果、敵の第5次困勦粉碎は容易となる。
- (4) 具体的事実と戦争行動をもって、国民党ファッショの所謂「紅軍は後方を攪乱する」「中国は抵抗する力量なし」等の彼等の無知な武断宣伝を粉碎する。（中共中央：紅軍の北上抗日運動擁護のため白区党に与える書簡 1934年8月14日 資料集第7巻 資料51 P365）

*³ 白軍兵士への宣伝大綱でいわゆる「兵士の抗日六大綱領」とよばれるものである。

- (1) 北上抗日を要求し、ただちにソビエト区への攻撃を停止しよう。中国人は中国人をうたず、紅軍をうたないことを実行しよう。銃口を日本帝国主義と漢奸にむけてうとう。
- (2) 兵士の抗日の集会、結社、言論、行動の自由を要求しよう。兵士の抗日連合会を組織して、抗日という大事と兵士自身の問題を決定しよう。
- (3) 兵士の生活と待遇を改善せよ。兵士の給料欠配をすっかり支払うことを要求しよう。殴打、罵倒に反対しよう。ファッショ的な圧迫と虐殺に反対しよう。
- (4) 紅軍と協議し、双方が代表を派遣し、停戦抗日同盟を結ぼう。

注42 この批判にこたえる形で五点において中共は書簡でのべている。党史第4巻 P740.

- (5) 兵士の抗日を許さない上官を殺し、抗日のため真に戦う紅軍に寝返ろう。
 (6) ソビエト区の労働者、農民を焼き殺ろすな、民衆の抗日運動に対する国民党の圧迫に反対し、全国の同胞と一致連合して抗日しよう。(兵士の抗日六大綱領 資料集第7巻 資料47 P356)

1933年の極東反戦大会にひきつづき1934年における中国本土の抗日運動は従来の一般的反帝闘争——帝国主義全敵論、国民党主敵論、中間階級打倒論——から次第に全面的な統一論への傾向を強めてきた。すなわち帝国主義全敵論は次第に抗日闘争に集約され、階級論においても一般大衆を吸収する具体的な武装自衛委員会創設の提唱にかわり、国民党に対しても先ず国民党軍兵士に対して紅軍との連合をよびかける。この様な全面的な統一戦線結成への傾向は、まだ下からの統一戦線の偏向を十分にぬぐいさられてはいないが、満州における抗日闘争と結びつきながら、中共の抗日闘争のよびかけは次第に中国大衆の中に浸透し始めたのである。

しかし第五次困勤により赤軍は根拠地をすて、全面的な北上抗日(西遷)に移らざるを得なくなった時、抗日統一戦線結成は新しい情勢の到来をまたねばならない。この間抗日統一戦線結成の実践課題は満州省委の任務となり、満州における抗日闘争は抗日戦の最前線において貴重な実験と蓄積を重ね、それがやがて全中国における抗日民族統一戦線形成への原型を提供するのである。

2 満州における抗日統一戦線の形成(二月書簡を中心として)

中国本土における抗日統一戦線の形成は中共の西遷のため、一般人民の抗日闘争を自発的に進展させざるを得ない中で、満州省委は独自の農民委員会の創立を中心とした抗日闘争を展開した。一月書簡以来一ヶ年の運動の総括と批判と指示とが1934年2月、中共中央より満州省委に出される。所謂二月書簡^{注43}である。大要をのべると、次の四点が指摘される。

(1) 抗日遊撃隊を中核とした人民革命軍の創設の問題について……これについて自然発生的な性質を依然としてまだ残している遊撃隊の組織は満州における重大な弱点であることを指摘し、戦術的に次の二点を指示する。

(イ) 中央が最近うち出した対日作戦綱領を説明し、統一戦線の必要性を説き、反日会や兵士代表会等の公開的組織を通じて、すべての反日武装部隊に対して共同作戦をよびかけること。

(ロ) 一月書簡に分類された四種類の遊撃隊を公式的に用いず具体的に分析した上で具体的対策をたてるべきである。この点、注意すべき点はその部隊の首脳部の態度で全部隊を推し測る非階級的な方法を改めるべきである。

(2) 人民革命軍の創設について、この問題については次の点を指摘する。

(イ) 抗日連合軍総司令部について。これはあくまでも上層部の統一作戦機関であり、それはある一定の条件(われわれが強固な下からの統一戦線を保持し、上層部が下部の革命意欲に脅かされている時のみ)のもとでのみ正確である。

(ロ) 人民革命軍の創設について。一定の条件をもつ場合にのみ中心勢力としての人民革命軍を創建すること。一方で人民革命軍が少数の(赤色)遊撃隊で組織されている場合は労

注43 中共、中央：中共満州省委員会に与える書簡～満州反日闘争における党の当面の任務 1934年2月22日 資料集第7巻 資料21 P180.

働者義勇軍，農民義勇軍を組織して人民革命軍への加入をよびかけ人民革命軍の強化，拡大をはかること。

(イ) 暴動に勝利した場合にはそこに革命政権機関（臨時革命委員会）の設置が可能である。
 (ニ) 遊撃区においては日本帝国主義の手先の財産を没収して反日戦の費用にあてるべきである。農村地区においては一月書簡の指摘の通り，土地革命の段階まで引き上げねばならない。

(3) 人民革命政権確立の問題について。

2月書簡はこの問題については一月書簡後に出された六月^{註44}指示にもとづいて満州省委にたいする批判を行っている。すなわち6月指示の中で示された「1925年～27年の大革命の洗礼をうけず，直接ソビエト革命をもたない」「満州の党が政治上，組織もまだ非常に脆弱であること」を取り上げながら一方で「満州民衆全体が反日的」であることの矛盾を指摘して次の様に批判する。主体的な弱さのみを指摘し，大衆のもつ政治的意識と力量に不当に低い評価を与え，一方では客観的條件の有利さをとくが，その中に満州の有産階級が常に投降と裏切りの準備をしているという階級的観点の欠如を指摘している。そしてこの欠陥に加えて政治，組織上の問題を次の様にのべている。

(イ) 満州省委の人民革命政権樹立上の誤った理解のしかたとして，段階的権力論の傾向を示していることである。すなわち現在はただ大衆的な反日会や農民委員会を樹立し，それを事実上の政権となし，この段階を経た上ではじめて政権が樹立されるという考え方である。これ等の大衆的組織も革命政権の基礎としなければならないが，この段階を必ず経なければならないとすることはまちがいである。

(ロ) 政権と根拠地の問題について。一月書簡以来左翼的偏向は若干是正されているが，根拠地の問題についてはかかる傾向は依然として残されている。根拠地については時期尚早と考えている。根拠地にしがみついて外に向って発展しない偏向は防がねばならないが，可能な条件のもとに革命政権をかちとり，革命根拠地を樹立することに反対するいかなる根拠もないのである。

(4) 労働者に対する工作についての問題点。

一部の同志又は地方党部の中には労働運動をもっぱら義勇軍を動員するためのものと考えている。これは誤りである。労働者を赤色労働組合，ストライキ委員会，反日会，労働者糾察隊，労働者義勇軍の中に組織し，労働者の先進分子を抜擢し訓練し，党，青年団，労働組合，民衆の革命政権の中核としなければならないと指摘する。

以上のように二月書簡は1933年1月書簡以来の満州省委の活動の総括と批判をおこなったが，更につづけて具体的な指示*を与える。

* 二月書簡による具体的な指示は次のようである。

- (1) 中国人民の対日作戦の具体的綱領についての説明活動を行なう。
- (2) 反日会については従来からの閉鎖主義の誤りをすて，前記の綱領に賛成する人々を結集し，第2党の雛型とする誤りを正す。そのため名称は人民自身の選択にまかせる。
- (3) 労，農，兵，商，学の代表からなる全中国武装自衛委員会の結成をはかること。

注44 資料集第6巻 資料47，P303の中で統一戦線結成のできなかった四点と，反帝統一戦線の行動綱領7項目を指摘する。

- (4) 下部の機関に各種の代表会議を活用すること、殊に遊撃区においては遊撃隊の兵士代表会議、農民代表会議、都市労働者代表会議、学生代表者会議を發展、指導すること。
- (5) すべての反日大衆に対して自発的に武装し蜂起するようよびかける。

以上の二月書簡はその大綱において一月書簡と異なるものでないことが判明するが、この指示によって満州省委は如何にこれを政策化し、実践化し、且つその中で満州の独自性を有する抗日統一戦線を形成したかを見ていく。ただしその観点を二月書簡のみに指示された新しい指示である全中国民族武装自衛委員会の問題と、人民革命政権樹立、ことに根拠地との問題にしばって見ていく。

全中国民族武装自衛委員会の満州における設置は中国より早い。その理由は中国においては準備会の段階で發展組織化することなしに終わったのに対して、満州においては同一の趣旨をもつ組織である反日会を基礎として發展せしめている。すなわち東北反日総会規約によると「本会は中国民族武装自衛委員会の対日作戦綱領に同意し、本会は同会の一部分と認めると同時に満州三千万民衆を動員して中国民族の解放ならびに武装保護の闘争を進行する」とあり一部分としてはいるが、その下部機関とは認めていない。

この満州の独自活動組織としての反日会の組織活動を見る。早くより組織活動を続けていた南満地区の場合を見ると、磐石県において1934年8月代表大会において南満反日総会をひらいて従来の反日同盟に代る統一的な運動を展開する。綱領は十綱目^{註45}あり、中国民族武装自衛委員の提起した対日作戦基本綱領より具体的な闘争方法が明示されている。その活動状況は反満抗日の宣伝、紅軍への物質的援助、武装部隊員の補充、日満軍警の情況通報であり、加入するものは主として農村の勤労農民であり反地主的な階級色彩を有し、農民委員会の代位し得ない性格を有していた。

次に北満地区の場合を饒河、密山地方を例にとってみる。饒河反日総会^{註47}は1933年李楊春によって組織せられる。その組織は満州人と朝鮮人とは別箇の民族的組織に分かれている。その活動目的は他の反日会と同様に反満抗日主義をとり、この地方に革命軍を組織した李学萬部隊を保護することを第一とし、この部隊への食糧衣服の供給、各隊の連絡等を行ない、会員は一ヶ月五銭を徴集していた。密山地区の場合をみると、最初の反日会は1932年組織され、1933年日本軍によって一時解散されているが1934年赤色ゲリラによって再建が行なわれ、ついで在ソ中国民族武装自衛委員会特派工作員である李学明の指導で活動が活潑化している。密山反日会はこの様に中国民族武装自衛委員会の指導下にあったが、中国本土と異なり、抗日戦の経験の中で組織された活動力量は独自の任務を実際に行ったようである。密山県委のように党の指導力の弱い地区においては、反日会の中国民族武装自衛委員会からの独立性は強くなるものと考えられ、密山県委の指導下にあった第四軍李延禄の記述の場合は次の様にこの関係をのべている。^{註48}元来人民革命軍の政治部は党の軍事部の指令統制をうけているものであるが、密山県の場合は県の反日総会が軍の抗日軍を指導し、抗日会が軍を指導する

注45 研究第1輯 附録 P129.

注46 研究第1輯 P366, 南満反日会闘争綱領参照.

注47 研究第1輯 P735, 饒河反日総会.

注48 研究第1輯 P741, 密山反日会.

注49 研究第1輯 P745参照.

関係にあるとし、抗日会は党に代位する関係にあることを説明している。

以上の二つの反日会の例にみられる様に、密山県のように共産党の力が比較的弱く、且人民革命軍に対して政治委員を党代表として配置していない部隊に対しては、その政治工作の重点が、反日会におかれ、間接的工作としての任務*も反日会が行っていたのである。

* この任務は冬夏服及び所要物品の準備、部隊の移動及び活動工作の要項、部隊の編成及び指揮者の指定、宣伝工作地及び宣伝工作員の指定、山林隊その他の部隊との連絡、部隊違反者の処罰等である。

中国民族武装自衛委員会は指揮系統的にみると満州反日会の上部機関の形をとるが、事實は、中国においてこの委員会が準備会として組織化をはかることなく終わった為に、その具体的な活動と組織化は満州における反日会活動として発展したものと考えられる。しかもこの反日会はすでに形成されていた満州独自の抗日組織であったところに、この後の全国的な抗日統一戦線組織形成上に一つの原型的な方向を与えたものとして注目すべきであると考えられる。

つぎに東北人民革命軍及び人民革命政府樹立について見る。これは楊松「東北義勇軍の発展と現状」を中心とし「満州共産匪の研究」内の資料によってまとめて述べる。まず各遊撃区ごとの東北人民革命軍成立についてのべる。

(1) 南満遊撃区の場合を磐石県を中心としてみていく。この地方は日韓併合以来越境した朝鮮人によってつくられた種々の組織を通じて独立運動が行われたが、次第に民族主義運動より階級分化の過程を通じて共産主義運動へ転化し始める。この共産主義運動にも種々の派閥が生じたが、1930年中国共産党満州省委下の磐石県委が組織され、農民協会、反帝同盟等を組織した。満州事変がおこると軍事部を設けその指導下に遊撃隊を組織し、更に農民協会を中心に赤衛隊を組織し軍事訓練を施した。この共産主義遊撃隊が1932年以後急激に発展する。その中で磐石県委は、赤衛隊、遊撃隊を合流して東北義勇軍を組織し、1932年磐石事件（満国軍第5旅第13団第1營長宋国榮の反乱）後、その敗残兵を吸収して中国紅軍第32軍を組織する。一月書簡による指令に基き、中共中央より派遣せられた楊靖宇の指導のもとに抗日同盟連合指揮所を設立する。そして従来の路線を変更し、紅軍32軍を改編し、1933年9月18日、満州事変三周年を記念して、東北人民革命軍第1軍、第1独立師を成立せしめた。そして総司令を楊靖宇とし、兵力16ヶ部隊720名、他の遊撃隊約1000名を影響下におく大部隊となり、奉天省内20県を支配下においた。かくして拡大された勢力をもつ独立第1師はその部隊を8遊撃区に分け、それ等を統合した江北抗日連合総指揮部を組織した。しかし当時の中共中央部の統一戦線方式はいわゆる下からの統一戦線であり、下層大衆を獲得し、上層部を孤立化せしめる方式であったため、各抗日部隊と共同作戦協定を結びながら、上層連絡機関であった連合総指揮所の設立に対しては、過去の誤りを防止すべきであるとして反対し、下層兵に対しては上層領袖の不建実、動揺等を大衆面前で批判することを指示した。したがって人民革命軍の勢力は拡大されたが、他の各抗日部隊との間には絶えず衝突、離反をくりか

注50 この場合の区分は後述の中共中央が吉東同志責任者に与えた書簡による武装部隊の分類によると、高級組織として政治部を有し、党直接の指導部隊に該当しない場合に相当する。

注51 この論文は党史第7巻P815以下、及び資料集第8巻資料19にもなせてある。

注52 前掲論文でありこの中の各関係分の資料を引用する。

えず結果となったのである。しかし1934年9月、東北抗日連合軍組織の指示を南満特別委員会よりうけ、抗日ゲリラ24部隊を糾合して抗日連合軍江北総指揮所を設け、東北人民革命軍の全滿的組織化に備えたのである。

(2) 北満地区の場合、哈東地区の場合を中心にみて行く。この地方における県委(珠河県委)が成立したのは1930年とされている。この党組織は反日会、婦人会、遊撃軍、農民委員会、青年義勇軍等を有し、鮮人を基礎とする微少な力であった。しかし9・18事件以後は急激に大衆性を拡大し発展する。その理由としては、反吉林軍の叛乱、紅槍会の蜂起等があげられる。すなわち反吉林軍の東支鉄道沿線への分散部隊及び従来農村の自衛目的でつくられた宗教的団体である紅槍会との共同戦線が一応の成功を見た結果である。この珠河中心の赤色遊撃隊は趙尚志の指導下に漸次勢力を増大し、1933年末には300名の正規兵を有するまでに成長し、1934年末には東北反日遊撃隊哈東支部と改称し、趙尚志を軍長とし、全滿的東北人民革命軍成立の場合の第3軍の基礎的な部隊となるのである。この哈東遊撃隊の場合においても、極左的傾向は依然として残され、紅槍会に対しても「反革命的宗教反対」のスローガンをかかげて派閥的な闘争をもって、統一の成功を妨げる誤りをくりかえしていたのである。

(3) 東満地区の場合、吉林省東部における遊撃区を例としてみる。この地区は一月書簡の出される前までは、綏寧県中心委員会のもとに、朝鮮人を中心に高潮した活動が行われていたが、満州事変後は県委指導のもとに、党员周保中が各地に反日会を組織、一方李杜のひきいる自衛軍、王徳林の救国軍とに働きかけ、特に国保中は救国軍に加入して救国軍の拡大に尽力した。しかし党内の左翼的傾向はかかる周保中に対して右翼日和見主義と批判し、連合指導部の不必要を要求し、遂に周保中は救国軍を脱退せざるを得なくなり、その結果、内紛が生じ、統一戦線に分離が生じた。1934年指導部の再建によって周保中は綏寧県委員会軍事委員長となり、赤色遊撃隊の再建に着手、当地区におけるすべての抗日部隊を統合(義勇軍、救国軍、抗日ゲリラ、赤色遊撃隊等)して寧安反日遊撃隊を組織し、東北反日連合軍第5軍の基礎組織となったのである。この反日遊撃隊の連合と共に左翼セクト主義も克服され(この誤りの最大の点は中国紅軍の原則をそのまま人民革命軍に適用しようとしたもの)、新しく李延禄によって密山、虎山、饒河の赤色遊撃隊が組織され東北反日連合軍第4軍(軍長李延禄)が組織され、更に湯原地方においては湯原県中心委を中心に下江民衆反日遊撃隊が組織され、後の東北反日連合第6軍(軍長謝文東)の基礎組織を松花江流域に組織したのである。

次に東満地区で最も極左的傾向の強かった間島地区の場合をつけ加える。この地方においては中国本土におけるソビエト方式をそのまま機械的に満州にもちこんだ地方であり、その活動方針も、ソビエト建設と赤軍部隊の創設を目的としたものであったために遊撃戦の発展を阻害する面が多かった。更にこの地方は朝鮮人が多く民族主義的傾向が強く、これが遊撃隊の中にもちこまれ、鮮人を中心とした人民革命軍と国民党系を中心とした義勇軍との間に武力衝突がひき起されるまでにいたった。しかし、一月書簡、二月書簡の指示以後部分的な統一戦線も促進され、1935年に人民革命軍第2軍(軍長王徳林)が組織される場合の基礎を形成したのである。

以上遊撃隊を中心とした統一戦線形成の方向を見てきたが、更に一般大衆の統一戦線の方向をみる。一月書簡の統一方針はその中心を農民におき農民委員会をその中核的組織と指示

しているが、二月書簡においてそれを拡大して一般大衆の組織化を訴えている。その具体的指示内容をみると、

- (イ) 都市における統一戦線について。ブチブル、インテリ、民族ブル等についての方法として、中国人の商業の自由獲得、日本語学習強制の禁止、中国史、中国地理の講義開設の要求を出し、統一戦線形成上の最も弱い環であるこの中間層を反日会の中で育成、保障していくこと。
- (ロ) 農村における統一戦線について。農民委員会に代って反日会を中核体となし、日本軍のつくった保甲制度（これは遊撃隊に備えて作られた農民の武装部隊）に対してその本質を農民に暴露し、中国人は中国人を殺さず、反日会は地方の武装部隊と戦わず、日本への共同抗戦を訴える。
- (ハ) 満州国軍に対する統一戦線について、満州国軍人の中国人及び一部中国人将校を抗日統一戦線にひき入れることの可能性を指示する。すなわち満州国軍兵士は日本軍将校及び中国人将校よりの二重の圧迫をうけている。しかもこれ等の兵士の大部分は旧張学良の軍隊よりなり、その内容において救国軍、反日義勇軍等の反日部隊と変るものではない。したがって大胆に「反日軍は匪賊にあらず、反日軍は中国人兵士と争わず、」を宣伝し、統一戦線への参加をよびかけることである。
- (ニ) 青年婦人層の統一戦線について。日本が分断政策として採用した満州国青年連盟、満州国童子団に対して、満州国共産主義青年同盟（コムソモール）を強化せねばならない。そのために従来コムソモールにあったセクト主義——すなわち共産主義者グループの域を脱して、一切の青年婦人を非党的な大衆的団体として組織化することである。そして彼等を広汎にコムソモールに加入を図ることを指示する。
- (ヒ) 満州国内に存在する少数民族に対する統一戦線について。在満の朝鮮人、蒙古人、満州人に対して在満民族抗日連合軍の組織をよびかけ抗日革命党組織の結成をよびかける。

次に満州における人民革命政府の樹立の問題をみる。1933年より1934年までの間満州における従来の極左路線が次第に統一戦線へと修正され、各遊撃区において地方的抗日政府の政治的基盤のめばえつつあることを概略のべた。しかしこのようにして地方的にめばえつつある政権も、反日会、又は農民協会を中心とせられ、それと遊撃隊とが結合せられたものであり、その政策も極左路線の影響の強弱により種々雑多であった。しかしこれ等の各種の地方的政権を組織し、統一的綱領を有する革命政権の樹立の必要な時期を迎えつつあった。各地区における地方政権成立の歴史的な性格をみながら統一政権樹立の過程をみる。

まず東満地区の場合：この地区は李立三路線がもっとも偏向的に行われた地区であり、東満特別委員会のもとに赤色地区を建設し、ソビエト政府*を樹立した。

* 建設されたソビエト区及び革命委員会を表示すると次のようになる。

ソビエト区

所在地	成立年月日	所属村, 地区ソビエト	所属人員
王 隅 溝 (延吉県)	1932. 11. 2	{地区ソビエト 2 {村 ソビエト 9	1,300人
小 汪 清 (汪清県)	1932. 11. 2	{地区ソビエト 2 {村 ソビエト 1	800人
石 人 講 (延吉県)	1933. 2. 1	{地区ソビエト 1 {村 ソビエト 1	300人

荒 溝 (琿春県)	1932. 12. 31	{地区ソビエト 1 {村 ソビエト 1	300人
烟筒碓子 (琿春県)	1932. 12. 31	{地区ソビエト 1 {村 ソビエト 5	1,800人

革命委員会

名 称	所 在 地	成立年月日
漁郎村革命委員会	和竜県漁郎村	1933. 4
牛腹洞革命委員会	和竜県牛腹村	1933. 4
三 道 〃	延吉県三道地方	1933. 11
花蓮里 〃	延吉県花蓮里地方	1932. 11
葦子溝 〃	延吉県葦子溝地方	1933. 2
南陽村 〃	依蘭溝南陽村地方	1933. 2

更に東満特委はこれ等のソビエト区及び革命委員会に対しては詳細なソビエト建設大要*による指導を行った。

* 東満特委のソビエト建設大要

(1) ソビエト建設の条件

- (イ) 反日会運動と土地革命運動が広大な大衆の基礎の上に成立していること。
- (ロ) 相当の武装力量を有すること。
- (ハ) 地勢が防守に適すること。

(2) 組織内容としてはソビエト組織章程に基くソビエト選挙を準備する (これ等は中国ソビエト憲法をモデルとしてつくられている)

- (イ) ソビエト政府は選挙権を有する中農、貧農、雇農、苦力、手工業者、工人遊撃隊、兵士等で16歳以上の男女 (富農は選挙権を与えられない) によって構成される。
- (ロ) ソビエトの基本単位は村ソビエトであり、村ソビエトの最高権力は村民大会であり、その中より3名の委員を選出して日常事務を処理する。
- (ハ) 数個の村ソビエトが連合して地区ソビエトを組織する。区ソビエトの最高権力は区工農兵士代表会議である。その場合の代表会議の構成は、(a)農民は村を単位として30名に1名、(b)ゲリラ隊兵士は小隊単位に15名に1名、(c)雇農、苦力、手工業者は全区を単位として5名に1名、(d)工人は工場、鉱山を単位として5名に1名となっている。

(3) ソビエト内の大衆組織について。

- (イ) 一切の工人、苦力、雇農、手工業者は必ず工会を組織する。
- (ロ) 農民協会を取りけして貧農団を組織して貧農の利益を保護する。

(4) 土地改革について、ソビエト最重要政策である土地改革後の没収中の土地分配について次のように規定する。

- (イ) 地主階級及び走狗 (日、中、韓を選ばず) の財産のみを没収し、富農、中農の土地には手をふれない。
- (ロ) 土地分配は労働力を基準とし (たとえば男子15歳以上50歳以下、女子15歳以上40歳以下のものを一つの労働力とみる)、平均的に分配する。ただし常に貧農の利益を中心とする。
- (ハ) 女子にもかならず土地を配分し、又徹底的に封建的残骸の清減をはかる。
- (ニ) 分配して残った土地はソビエトが管理する。当分の間一般に土地の売買を許さず、同時に土地国有の宣伝を行ない、将来土地は一切ソビエトに帰属し、耕作権のみを農民に与えることを理解させる。

以上の極左的な東満特別委に対して一月書簡によって政策転換が指示された結果、1933年6月、東満特委は四項目の路線変更を行う（前述）。そして従来の路線はソビエト建設を計画した民生団の策動として排除する等の新政策をうち出し、新人民革命政府を成立せしめる。

この新しい人民革命政府は東満特委の四項目の変更もソビエト区時代の残さいが存し、貧農集団であり実質において何らの変化のない単なる名称の変更にすぎないことに対する再度の路線変更を行ったものである。新しい人民革命政府は1935年3月の延吉南哈塘における東満党特別連席大会において確認されたものである。この大会において過去の抗日闘争における誤りを指摘して次の様に新しい人民革命政府の任務を規定する。すなわち、

- (1) 一切の反日力量を総連合して抗日統一戦線を結成するにあたり、たとえ信をおくに足らない反日力量たりとも、これと連合して抗日統一戦線中におき、プロレタリアの指導権を保持すると同時に、一步進んで満州ソビエト勝利への前進を準備する。
- (2) 東満における目前の緊急任務は一切の反日力量を連合して日満軍の第三期大討伐を武装的に防禦するのみならず、進攻戦をもってこれを撃破することである。
- (3) 人民革命政府は東北抗日民衆政府に、人民革命軍を東北抗日救国軍に改編すること。
- (4) 東満一切の大衆、餓民、難民、都市貧民、小商人、学生、小資産階級、工人、農民、兵士中に中国人民対日作戦綱領を広汎に宣布し、この綱領を承認するものを総連合して抗日抗日統一戦線を結成すること。
- (5) 農、工、兵、学、商、の各界代表により選挙したる全中国民族武装自衛委員会を設立すること。

この路線の変更はその中に満州ソビエト建設等がとえられ、武装自衛委員会の設立を提唱する等、まだ中国ソビエト路線の直訳的路線が残されているが、セクト主義の最も強烈であった東満地区特委としては大きな転換とみられ、全満的な統一政権確立への前進と考えられる。

次に北満地区の場合の人民革命政権樹立への経過を見る。この経過の中で注目されることは、満州省委で計画された満州臨時政府の樹立計画が北満地区の珠河地方で組織化が進められ、その中で組織化の内容が発表されていることで1935年5月4日に珠河県委の発した「赤色五月決議」の中にその内容が具体化されている。

この五月決議の具体化となった背景をみると、満州省の全満的な遊撃区の発展に応じて、1935年春に臨時人民革命政府の草案を作成し中共中央に具申すると共に、3月5日省委党団幹部を中心とした人民革命政府組織準備会を設立し、5・30記念日にハルビンに於いて全満工農兵士大会を開催し、正式成立を計画する。中共中央よりの草案にたいする正式承認が与えられ、3月29日満州臨時人民革命政府綱領確認の為の秘密指示書が出され、政府樹立の予定地として、南満、東満、哈東、吉東の四大遊撃区の中より選定することとなり、4月1日に人民革命政府樹立のための工作提綱が發布された。前述の赤色五月工作決議*はこの指示にもとづくものと考えられる。

注53 梶村秀樹：1930年代満州における抗日闘争にたいする日本軍国主義の諸策動～在満朝鮮人問題と関連して～、日本史研究94号。

注54 研究、第1輯 P230参照。

注55 研究、第1輯 P645～649参照。

* 五月工作決議で示された工作内容は、

- (1) 人民革命政府の政綱を大衆に宣伝し、われらの活動地帯と隊伍中から必ず代表を選出するように配慮すること。
- (2) 実際の活動は5月1日より開始し、農民委員会、反日会、婦女会等大衆団体、人民革命軍、反日遊撃隊を経て、人民革命政府準備会を成立せしめること、又5・30事件記念日前後に三県(××, ××, ××)政府を樹立し、引つづいて哈東地区政府を樹立すべし(筆者注 ××の三県とは珠河、延寿、双東のこの様である)。

この工作指令による樹立の活動において5月30日の代表大会は不成功に終わったが、準備会は8月1日に成立する。代表大会は9月18日の記念日まで延期、更に11月7日のソ連革命記念日まで延期されている。なおこの工作の中で準備された臨時革命政府の組織形態、活動状況を見ると次のようになっている。郷を単位とする最下級機関と、その上部機関に、区、県、哈東の各機関があり、活動内容としては、遊撃区の整理、非反日匪賊部隊の撲滅、遊撃区内の税金徴集が中心となっている。この政府区内においては土地革命を進行せしめ、土地分配委員会が設けられ、区内の住民に対して大人一人土地二晌、小人一晌の均等配分がおこなわれることとなっている。区内の農民委員会との関係を見ると、農民委員会は一定の政治的条件下に革命政府に転化し得る機能を有していたが、革命政府のもとでは徴税の任務を行っていた(税は牛、馬各一頭に対して7角、馬車一台に対して2元となっている)。なお反日会、婦女会を組織して、徴兵、連絡等の任務を補佐せしめることになっていた。

以上のべた満州の各地区に成長しつつある地方政権と地方抗日部隊を統一した全満的な人民革命政権と人民革命軍の組織が要求され日程にのぼり始める。1934年9月南滿特別委員会が組織した東北抗日連合組織^{注56}条令によると次の様に規定されている。

「東北抗日連合軍は東北人民革命軍、義勇軍、自衛隊、救国軍、抗日山林隊等の共同組織であり、各軍の名称をとりけして、東北抗日連合軍、第〇軍、第〇師、第〇団とする」(第一条)。

「東北抗日連合軍は東北抗日救国人民革命政府の指揮をうけ、革命政府より救国連合軍委員、総司令、軍長、各軍政治部委員を任命する」(第三条)

「東北抗日連合軍に参加した各部隊は下記の三ヶ条を遵守すべし。

- イ 抗日反満、東北失地の回収、中華祖国の擁護
- ロ 日賊走狗の財産没収
- ハ 民衆と連合して抗日中国を救う」(第二条)

となっている。東北抗日連合軍は各自の間に作戦協定^{注57}* を結び、共同抗日を行うことになっている。

* 作戦協定の内容は次のようである。

第1条 投降せず、国を売らず、堅く抗日救国を為し、失地を回復せよ。

第2条 抗日政府を擁護し、民衆政府に参加せよ。

第3条 日匪及びその走狗の一切の財産を没収し、反日戦費に充てよ。

第4条 一切の民衆と一切の抗日武装部隊と共同して抗日救国せよ。

注56 研究. 第1輯 P435参照。

注57 この引用せる作戦協定は江北総指揮部共同作戦協定による。研究. 第1輯 P436参照。

- 第5条 反日民衆の利益を保護せよ（富貴なるものに対して募捐をなし、抗日費に充せよ）。
- 第6条 投降と反日統一戦線を破壊するものは銃殺に処す。
- 第7条 共同作戦の時は命令なくして退却なすを許さず。
- 第8条 勝利品は共同作戦の場合は、銃数に応じて平均に分配する。
- 第9条 共同作戦の時に獲得したる馬、長銃、拳銃、歩手槍は本部隊の手に帰し、共同包囲によって得たるものは均しく公平に分配す。
- 第10条 共同作戦の時獲得したる機関銃及び手提式砲等の重大火力は共同分配し、獲得した部隊には2：8の割合で与え、共同包囲をなして得たる時はこの方法なし。
- 第11条 共同作戦の時の機関銃、手提式砲等の重大火力の弾丸は公平に分配し、馬、歩兵銃の弾丸等は本部隊の手に帰す。
- 第12条 共同作戦の計画によって敵を進攻して銃を失えるものは公に償い、負傷に対する医薬費は公の負担による。但し敵の襲撃に会って銃を失えるものはこの限りにあらず。
- 第13条 共同消耗（交際、印刷、医薬等の費用）は等しく公平な負担に帰し、軍需処において責を負い、これを管理する。

以上の様に東北抗日連合軍の綱領、及び作戦協定によって編成された軍組織は次のようである。

軍組織	軍長	地域
第1軍	楊靖宇	奉天東部地方
第2軍	王德泰	間島地方
第3軍	趙尚志	哈東地方
第4軍	李延禄	吉東地区
第5軍	周保中	吉東地区
第6軍	謝文東	松花江流域

なおこの組織以外に湯原抗日遊撃隊、黒竜江抗日遊撃隊も含まれている。なおこれ等の遊撃区以外を非遊撃区として都市部をこれにあてている。この東北抗日連合軍が正式に建制されたのは1936年2月20日^{注58}である。

次いで東北抗日救国人民革命政府樹立についてみて行く。前述したように東北抗日連軍は東北抗日救国人民革命政府の指揮をうけることが明文化されていたのであるが、この政府は如何なる任務と性格とをもって樹立されたものであろうか。東北連合軍の組織化と併行して満州省委は政府綱領草案をつくり、1935年3月に中共中央の承認^{注59}を経ている。この綱領によって政府の目的は「東北臨時革命政府は東北民衆の革命政権にして、その任務は東北民衆を領導し、日本及び一切の帝国主義侵略軍の勢力を駆逐し、日本帝国主義の御用傀儡政府「満州国」を打倒し、東北民衆の自由平等と民族解放を獲得して東北及び中国革命闘争の徹底的勝利とその前進的發展を促がすものである」（第一条）とし、その政権の階級的基礎としては「一切の工人農民、人民革命軍ならびに一切の反日武装隊伍の戦闘員、指揮官ならびに反日満の大衆」（第三条）とし、その政策の主なる点は「一切の日本帝国主義、満州国及び悪者の銀行、企業、財産を没収し」（第七条）「民衆の言論、出版、集会、罷工の自由を認め」（第八条）

注58 東北抗日連軍統一軍隊建制宣言（1936年2月20日）資料集第8巻 資料22 P132.

注59 満州抗日救国人民革命政府綱領草案は1935年2月満州省委が作成し、3月に中共中央の承認を得ている。その場合満州の字句は修正され東北臨時人民政府綱領と訂正される。

「八時間労働制の実施と、一切の売国賊悪者地主の土地を没収して貧農に分配する」(第九条)「婦人を解放し」(第十条)「東北境内の少数民族(蒙古人、朝鮮人、タタール人)の自由権を認める」(第十一条)となっている。^{注60}

この東北臨時人民革命政府綱領にもとづく各地区における実施は、5月30日を期して準備会の成立の運動が各地に昂まった。北満の場合は珠河地区を例として前述したが、南満においてはこの政府樹立のための準備が5月～8月にかけて行われ、政府組織の為の代表選挙の準備^{注61}も行われている。東満の場合はすでに人民革命政権が樹立しているが、この政権の基礎となった東北人民革命政府政綱草案(これは後の東北人民政府綱領の基本となる)は後の東北臨時人民政府とその内容が若干異なるので、その点のみを説明的に補足*する。

* 政綱においてはその目的は「東北地方における広大な民衆の日本に反対し、帝国主義に反対し、満州国に反対する政府なるをもってその根本的任務は、すなわち日本及び一切の帝国主義の勢力を東北地方より駆逐し、又日本の走狗たる満州国を打倒し、その失地を回復し、亡国奴隷を脱して全中国領土の完整と民族の独立解放とを保全するものである」(第一条)とし、その階級的構成については「総有の労働者、農民、人民革命軍、遊撃隊兵士、革命軍官、一切の苦勞群衆、学生、商人、ならびに一切の反日、反帝、反満民族及び彼等の家族は男女、種族、宗教の差別なく皆同様の平等権を有し、一律に革命政府の公民である。凡そ上述の公民にして16歳以上の者はひとしく選挙、被選挙権を有する。ただ売国的民族叛徒、日満帝国主義の走狗輩ならびに一切反革命分子は選挙権、被選挙権はなく、又政治上の自由なし」(第四条)とある。ただ土地政策については第八種制、土地承租法を制定して地主の存在を認めている。これは後に八・一宣言の出された場合に、1935年3月制定の東北臨時人民革命政府綱領における「地主の土地没収」と共に問題となるものである。

以上の様に各地区の内部事情の差による相違はあるが、東北臨時人民革命政府が統合された場合の組織形態は南満地区*で明らかにされた様に、遊撃区を中心として組織されたといえることができる。

* 南満地区の組織は次の様になっている。

東北臨時人民革命政府	—	南満人民代表大会	—	東北臨時人民革命政府	—	南満特区政府	—	人民軍事部	—	県	—	県	—	郷市村人民大会	—	郷市村人民政府	—	各郷市村民大衆
				人民糧食部		人民財政部		人民内務部		人民代表会		人民政府		人民大会		人民政府		
				人民司法部		人民教育部		人民外交部										
				人民民族部														

3 満州における抗日統一戦線の問題点(吉東党部への秘密書簡を中心に)

中国本土において中共紅軍が瑞金の中央根拠地を去り、北上抗日の困難な行軍を行ないつつあった時点において、満州においては以上述べた様に全面的に抗日連軍と、臨時人民革命政府の樹立の方向が見出されたことは抗日統一戦線形成上注目すべき出来ごとである。したがって中共中央はこの東北地区における抗日連合と臨時人民政府に対して幾多の指示と批判とを与え、その発展に大きな期待をもってくるようになる。それは王明、康生によって中共

注60 研究、第1編 附録 東北臨時人民革命政府綱領参照。

注61 研究、第1輯 P361参照。

吉東部党部に与えた書簡^{#62}としてあらわれる。この書簡に指摘された諸点は後に中共中央が全国的に宣言する八・一宣言に比し内容的にも多くの示唆をふくむものであり、満州における人民の抗日闘争のもつ歴史的意義の評価上重大な意味をもつものである。したがってこの書簡の内容についてのべる。これは次の四点にわたっての指示と批判である。

第1点 現時点における状況の判断について

この三ヶ年におたる満州大衆の抗日闘争における長所、短所は次のように指摘される。長所としては、工農の参加により遊撃運動は質的に充実され、一部山林隊、義勇軍も改善され、新生された部隊も共産党の指導に入り、これ等の諸部隊が共産党の指導下に連合し得る状況となり、中国民族武装自衛委員会の反日六大綱領も遵守され、好条件下にわが東北民族解放運動の曙光が輝き始めている。ただし一方弱点として指摘される点は、統一された軍事及び政治上の指導機関の存在が極めて散漫であり、党及びその支配部隊の勢力が弱く、統一戦線結成がむずかしく、その上武装と給費が困難であり、その条件の中で強大な日本帝国との攻防戦を行わざるを得ないことである。

したがって現状は最後の勝敗を争う時期ではなく、大衆によびかける準備期とみるべきであり、最後の勝利を獲得しようとする内部工作の段階である。故に反日勢力を集結し、遊撃隊の実力を充実し、従来の戦闘に備えるべきであると指示する。

第2点 遊撃隊に関する問題点

この問題は統一戦線形成上の基本的課題であるため、従来の一月書簡、二月書簡にみられる様な単なる批判や指示ではなく具体的な提示を行なっている。すなわち次のようである。

(I) 東北抗日連合軍に関する点

- (イ) 東北抗日連合軍（又は抗日救国同盟軍）総指令部の名のもとに遊撃隊の指導機関を統一すること。この統一する場合の注意としては各種遊撃隊に対して関内主義を排して、又民族拒絶主義を排して、入隊に関する条件を低下して誠心誠意反日を主義とする反日分子を吸収すべきである。
- (ロ) 現在満州において連合軍を組織し、抗日連合軍総司令部を組織した事は事実である。しかし、これが下層基礎の上に始めて上層の構成が成立したと考えるのは根本的な誤りである。なぜならば上層統一戦線と下層統一戦線とは対立すべきものではないからである。
- (ハ) 他から連合を求められる前に自ら統一戦線への主動性をとること。
- (ニ) 統一戦線の綱領はその限度を過ぎないようにすべきであり、その大体の標準として三点を示している。

第1 売国的帰順を絶対になさないこと、ならびに死をもって日帝及び満州国と闘うこと。

第2 民衆の利益を擁護し、民衆に民主的自由を与えること。

第3 民衆の武装連合による共同抗日を允許すべし。

- (ホ) 以上の三条件で統一できない部隊とは臨時作戦協定を結んで共同作戦を行なうこと、協定文の大意は次の三点とすること。

第1 苦楽をともにし、交戦の際友軍の危機を顧みず、随意に個別的に退却せざること。

第2 日本帝国主義及びその走狗の財産を没収し、一般民衆に対して掠奪行為をなさない

注62 王明、康生：中共吉東部党部責任者に与える秘密書簡（1935年6月2日）資料集第7巻 資料66 P506。

いこと。

第3 勝利品を公平に分配すること。なお各部隊名については赤色、又は工農等の句はこれをさけて抗日救国軍、または人民革命軍等の名義を用いること。

(2) 遊撃隊の組織工作上の問題

満州における従来なされてきた遊撃隊の分類を次の二種類、四系列に改組することを指示する。

(イ) 満州国に従属せず、生産関係を有せざる純然たる闘争部隊……これは現存している部隊としては磐石、珠河、吉東、間島、湯原地区の組織で、今後発展の期待される部隊である。

(ロ) 満州国と生産関係を有しているが、一定の条件下に抗日行動を自由になし得る遊撃隊……これは珠河地方における農民反日自衛隊を指している。以上の様に従来の発生時の出自による分類を生産関係の差による分類に改めたことは注目すべきである。これ等の遊撃隊を四系統に分類する。すなわち

- ① 高級組織として政治部を組織する部隊（党直接の指導部隊）。
- ② 旧軍隊組織を模倣して編成される部隊。
- ③ 山林隊の組織を模倣して組織される部隊。
- ④ 農民の原始的闘争組織を採用する部隊（紅槍会、大刀会等）。

(3) 遊撃隊で改善すべき問題点としては次の二点があげられる。

第一 遊撃隊の給与、武器等は地主、資本家の義捐金及び日帝満州国の所有財産没収等でまかない、住民との対立をさける。

第二 敵の討伐に際しての注意として、強大な敵に対しての注意点は「敵に一步も譲らず」等で実力を損失しつつも根拠地を固守するがごときは最も愚劣なる方法である。

第3点 人民政権と根拠地に関する問題点

東北地方に成立しつつあった地方人民革命政府に対しては、この政権成立は満州における最初の形式であるが、この成立は今後東北及び全中国人民に対して絶対的な影響を与えるものとして大きな評価を与え、特に間島、磐石、珠河の人民政権樹立を高く認識している。更に今後の地方政権樹立の為に次の様な指示* を与える。

* 指示の要点をみると、

(イ) 各地方の政治機関を充実し反日代表大会を準備する。その為の準備として、政治的に団結し大衆の抗日救国運動を促進する。武装した民衆を遊撃隊と農民自衛隊に改編せしめる。各種工人、農民及び反日団体群衆の戦闘を指導し、民衆の利益を保護すること。遊撃隊の需要品を準備すること。走狗漢奸の鎮定等を任務として指示する。

(ロ) 地方政権の名称、これは別に規定することをせずに各地方の具体的状況によって定め、救国政府、または最初は反日会、または農民委員会でもよい。

(ハ) 各地方政権の綱領は基本的に次のように定める。

- ① 一般の同胞はすべて抗日救国に参加すべきであり、政治的派別、職業、性別、種族、民族の如何をとわず、ただ真正の反日救国に参加するものであることを要す。
- ② 日本帝国及び満州国の統治を破壊し、もって人民の中国東北抗日政府を建立すべきである。

注63 前掲、王明、康生書簡 資料集第7巻 資料66 P513参照。

- ③ 蒋介石および、その他の売国政府に反対し、抗日反満の民衆及び軍隊を建設すること。
 - ④ 武装民衆をもって抗日救国に参加せしめ、失地を回復し、東北救国(軍)総司令部を樹立すること。
 - ⑤ 日本帝国主義の財産を没収すること。
 - ⑥ 売国走狗の土地財産を没収して抗日戦闘員及び貧乏民衆に分配し、民衆を助けてその生活を改善すること(逃亡せる民衆、満州国の土兵、職員は没収せざること)。
 - ⑦ 工作時間を減少し、一切の強迫労役を免除すること。
 - ⑧ 一切の反日民衆に自由を与えること。
 - ⑨ 満州国の一切の雑捐、苛税を廃除し、統一累進税を実行する。
 - ⑩ 中、鮮、蒙民衆は日本の革命労働者と親密に連合し協力し、日本帝国主義を破壊すべし。
- (二) 根拠地との関係について、満州における人民革命政府樹立の重要意義は満州走狗政府と対立し、政府の所在地は遊撃隊の活動に附随し、常に移動することが望ましい。根拠地を死守することによって武装実力の低下を防止せねばならない。

第4点 大衆的団体及び土兵工作について

基本的には中国民族武装自衛委員会の六大綱領を東北人民の具体的な情況に応じて広大な解釈を与えたものである。反日会については種々の制限(たとえば一家一人等)をとりはずして個人的のみでなく団体加入も許す。党組織を単純化し、農民協会と農民委員会の二つを同一地方に両存せしめないこと。反日会、農民委員会の二つを事実上の政権の形式にすることが望ましいこと、従来の空白地帯である工人に対する組織を拡大することが指摘される。

以上秘密書簡の概要を詳細にのべたが、その理由は、この秘密書簡の中でのべられている事項の大部分、ことに工作活動、統一戦線結成上の具体的内容はすでに満州において実施せられていることの重複指示であることを明白にする意味からである。すなわち秘密書簡は満州省委(この場合は吉東党部となっているが)に対して、満州における五ヶ年の闘争を追認する形でとられたものと考えることができる。例えば秘密書簡中の人民政権の綱領等はさきに満州省委が提出した東北臨時人民政府綱領と殆んど同一の内容であることから伺えるのである。この事情からしてやがて中共中央が全中国人民に宣言する八・一宣言の実践的な要求に対して満州省委は統一戦線様式としての先駆的役割を果しつつあったものと言える。

この先駆的役割が北上抗日中の中共中央に対して大きな教訓を与えた具体的事例をみる。まず1935年2月2日抗日合同宣言^{注64}が吉東地方において第4軍軍長李延禄、第5軍軍長周保中の名で出される。更に東満地区においては第2軍軍長王德泰名で東満抗日連合軍指揮所の成立のために各反日部隊に書簡を送り、四条件による連合指揮所設立の会議を召集している。

更に1935年6月塘沽協定が締結され、一切の抗日運動の禁止等の措置がとられた折、在満反日連合軍は「満州民衆に告ぐる書」^{注65}を発表する。その要旨は

「在満の同胞につぐ、われらは満州で何をなすべきか、われ等は人民代表の反日大会を舉行し、××(日寇又は日帝?)の傀儡たる満州国政府の転覆の目的のもとに在満民衆を指導する満州人民政府を樹立せねばならない。われ等は関内の一切の政府、反日軍隊団体と結合せねばならない」と訴えている。この中では満州省委が中心となり中国本土に向って抗日統一戦線の結成をよびかけたものであり、このアピールの主体となる団体は、東北反日総会、東

注64 抗日合同軍宣言(1935年2月2日)党史第6巻 P380.

注65 北支事変に関し、在満反日連合委員会の満州民衆に告ぐる書 党史第6巻 P383.

北人民軍第1軍長楊靖宇、第2軍長王德泰、第3軍長趙尚志、第4軍長李延祿、第5軍長周保中第6軍長謝文東、湯原反日バルチザン部隊、黒竜江反日バルチザン部隊となっている。

以上の満州の抗日部隊、反日会等によって訴えられたアピールは、北上抗日中の中共中央に対して抗日統一戦線結成への大きな展望と可能性を与えたものである。当時中共モスクワ駐在代長団主席であった陳紹禹はこのアピールに対して次の様にのべている。まず東北四省の四ヶ年間、少ない抗日バルチザンと義勇軍との英雄的武装抗日行動に対して称讃をのべたあと「次にのべる最近の事実は国防政府、抗日連軍組織の条件がいかに成熟しているかを示すものである。たとえば1935年6月東三省反日遊撃軍の一切の将領は『華北事変につき民衆につぐる書』を発表し、この民衆につぐる書の中で、全中国統一の反日反満、反蔣的人民政府と抗日連軍を組織せよとのスローガンを掲げた」と満州における抗日統一戦線運動の先駆的活動を指摘している。

〔Ⅳ〕 抗日統一戦線の全面的な展開

1 八・一宣言と満州よりの全中国への抗日統一のよびかけ

以上のような満州省委による抗日統一戦線の進展は、従来の中共中央のとってきた抗日闘争の方針に大きな転換をもたらさずにおこななかった。コミンテルン第7回大会（1935年8月）における中共代表の陳王明は次のような報告をおこない「中国共産党が反帝国主義的統一戦線の戦術を厳格に、終始誤ることなく遂行したならば、現在中国における政治情勢は……一層有利であろうことは誰にも明白である。……かくの如き誤謬は何よりもまず多くわが党同志が近年来中国において形成された新しい情勢を理解しなかつたし、又理解していない結果発生した」と指摘して従来の反帝闘争における誤りを自己批判し、新しい統一戦線の方針を次のようにうち出している。

「次第に激化してくる民族的危機に直面して中国を救う道は、偉大なる人民のすべてを帝国主義に対する断乎とした仮借なき闘争に総動員すること以外にない。同時に共産党は民族革命闘争に総動員する方法としては反帝国主義の統一人民戦線以外にない」として新戦術としての統一戦線を提起し、この戦術の展開としては「中国共産党はこの戦術（筆者注、日本帝国主義に対する武装人民の全国的組織化）をどのようにして発展させることが必要であろうか。この戦術は次のような点に立脚せねばならない。すなわち中国共産党は中国ソビエト政府とともに、全人民、全政党、団体、軍隊、大衆組織および著名な政治家、社会活動家に対し、われわれと共に民族防衛の全中国的な統一人民政府を組織しようとのアピールをすることである」と全国民へのアピールを訴え、更に「新しい戦術路線を実現するためには党組織内にある根強いセクト主義傾向と伝統をあらゆる手段で克服せねばならない。……またやむなく過去の共産党がとった経済政策の分野での多くの措置を、なによりもまず修正せねばならな

注66 反帝統一戦線組織のための闘争と党の当面の任務（救国時報1936年1号所載）党史第6巻 P100による。

注67 王明：植民地及び半植民地における革命運動と共産党の戦術（コミンテルン第7回大会での演説）資料集第7巻 資料69 P535。

注68 王明：同上、P533。

注69 王明：同上、P536参照。

^{注70}い」として、まず土地革命における富農対策の誤りを指摘し、租税、財政、商業政策を改めて普遍的な人民的性格と明確に刻印された民族的性格を有するものに改めることを警告している。

王明のコミンテルンの報告に基づく中国人民へのアピールが1935年8月1日「抗日のため全国同胞に告ぐる書」（所謂八・一宣言）である。この宣言はまず満州人民の抗日闘争をたたえ、「特に満州における抗日に対しては、特にわが東北民衆数十万の武装反日戦闘、楊靖宇、趙尚志、周保中、謝文東等の民族英雄の指導下におこなわれた英雄的抗日蜂起等はずべてわが民族の救亡図存の偉大なる精神であり、かつわが民族の抗日救国運動を勝利に導くものである^{注71}」としてその抗日統一戦線運動における先導的役割をたたえている。宣言は現在の状況を勝利に結合させる為に次の二点を国民に訴える。

第一は、中国ソビエト政府と東北各地の抗日政権を単一的全国的な国防政府に組織すること。

第二は、中国紅軍と東北人民革命軍及び各地の反日義勇軍とを単一的全国的な抗日義勇軍とに組織することである。

この二つのよびかけと提案はすでに満州において四ケ年にわたる抗日戦の貴重な経験の中から最終的に結論した抗日統一戦線の二つの形式、すなわち抗日人民政権の樹立と抗日人民軍の統一的建設の二本の柱を全中国的に適用する戦術である。

国防政府は中国ソビエト政府と東北各地の地方政権と中国各党、各団体と一切の地方軍政機関とによって抗日救国の課題を討議するために各機関代表によって設立される救亡図存の臨時指導機関であり、その政策としては対日方針、対内政策、国内民族政策、対外政策を含めて10項目を提示する。

抗日連合軍の組織は東北人民革命軍と紅軍とを含めた反日武装部隊を国防政府の指導下に統一的抗日連合軍総司令部を組織しようとするものである。

このようにこの宣言はコミンテルンの指導下で出された統一戦線を下からの統一という反蔣抗日の狭い枠内にとどめていた欠点を改めて逼蔣抗日への転換を示す統一戦線形成上重大な意義を有していたのである。

満州を含めた——むしろ当時の情勢としては満州の抗日勢力を有力な力量として正しく評価した——全中国抗日統一戦線をよびかけたこの宣言^{注72}に応じて東北抗日連軍はただちに中国本土の軍政指導者に対する呼びかけの電報を発する。国防政府の樹立と抗日連軍の組織及び抗日連軍総司令部の設置を呼びかけたもので、呼びかけの宛先は林森南京政府首席、蒋介石総司令、張学良東北軍総司令の国民党各首領と共に、これ等の名とならんで中国紅軍の朱徳総司令、毛沢東及び全国の各種団体等になっている。これは反蔣抗日の段階をこえた全民族的統一戦線結成のよびかけであり、八・一宣言とならぶ歴史的な宣言と考えられる。特によびかけ文中に満州の抗日闘争の経験をつぎのよびかけのべている。

「抗日救国によって中華民族の独立と統一をかちとるために、党派、信条、職業、出身地

注70 王明：同上 P544~550参照。この改正に関する点については多くの問題が残されているが、満州人民の闘争の実践をふまえたアピールであることに多く一致している。

注71 中華ソビエト政府、中共中央：抗日救国のために全国同胞に告ぐる書（1935年8月11日）資料集第7巻 資料68 P521。

注72 東北抗日連合会が国内の軍政指導者に呼びかけた電報（1935年10月11日）資料集第8巻 資料1 P1。

の別なく、日本に抵抗するすべての中国人が一致して、ともに日本に抵抗するよう主張するものである。以前東北で共産党の指導下にある抗日部隊と、共産党の指導下でない反日部隊とはたえず互いに敵視しあい、それどころか武力衝突さえ起したのであったが、その後われわれは事実にもとづいて、国家民族が滅亡しつつあるこの時に中国人は中国人と戦うべきでないし、中国の軍隊は中国の軍隊と戦うべきでないということを認識したのである。そこで最近一年来われわれは相互に連合するようになり抗日連軍総指揮部をつくって、その指導のもとに、共同して敵と戦っているのである。かくして、昨日の敵は今日の抗日の戦友と変わった」と。更にこの電文は具体的提案として宛名の各団体に対して相互に代表を派遣して交渉を開始し、国防政府と全国抗日連軍総司令の創設、抗日連軍の編成、抗日連軍の軍費調達を共同して協議することを要請している。更にその上に中国各方面に交渉させることを目的として張健東を総代表とし、東北人民と抗日部隊の代表を派遣することを訴えている。しかしこの満州省委の中国へのアピールは現実には所期の成果をあげることがなくて終わったようである*。

* 虎嘯が「現世界」第二巻第三期の中で、1936年における満州の抗日戦争をまとめている中でつぎのようにまとめた節がある。東北の義勇軍は敵人の軍事的屠殺下に孤軍独戦し、国民政府の援助をうけていない。彼等に着せられたソビエト・ロシアの犬だとの汚名は粉碎された。しかし痛心すべきは1933年東北における50万の義勇軍はどこにいったのか、1935年李延鏞先生が関内に来たりて援を求めたが、誰かこれに援助を表示せるものありや（党史第7巻 P829）。

満州省委が呼びかけた統一戦線結成の為の努力が八・一宣言後の中国において結実しなかった理由は種々あげられるであろうが、その主要な一つとして中共内部における統一戦線結成に対する動揺が指摘される。

八・一宣言にもられた統一戦線の受取り方は、中国人民の方がいち早くその真意をとらえると共に日本帝国主義の華北への新たな侵略に対して国民党、共産党各党の支配する大衆運動のわくを越えた全民族の抗日統一戦線結成の要求となって（十二・九運動から——全救連の宣言まで）、発現する。

この様な中国人民の要求に対する中共内部に残されていた「下からの統一戦線」との不調和が動揺する戦術となって矛盾をあらわしたものと考えられる。若干その問題点のみを指摘する。例えば東北抗日連合軍のアピールに^{注73}応えて出された1935年11月18日の至急書簡および同日付で出された抗日救国宣言^{注74}においては中共中央が下からの統一戦線方式の転換を示したものであるが、この書簡の中で用いられた文字の中では国民党、蒋介石に対しては依然として有史以来最大の漢奸、売国奴打倒の文字が用いられ、全民族的統一戦線への転換とはなっていないのである。もちろん政策的な面では1935年12月25日の決議^{注75}、および1935年12月2日の毛沢東発表論文^{注76}においては、従来の政綱の政変*¹、編成替緩和*²等を訴えてはいる。

注73 紅軍指導者が全国の各軍指揮官に抗日をよびかけた至急書簡。資料集第8巻 資料4 P9。

注74 中華ソビエト人民共和国中央政府、中国紅軍革命軍事委員会：抗日救国宣言 資料集第8巻 資料3 P7。

注75 中共、中央政治局会議：当面の政治情勢と党の任務についての決議。資料集第8巻 資料11 P24。

注76 毛沢東：日本帝国主義に反対する戦術について。毛沢東選集（三一書房版、1952）第2巻 P9。

*¹ 改変の主なる点をあげると

- (1) ソビエト工農共和国をソビエト人民共和国とする。
- (2) 一切の都市農村の小資本、商工業に対する保護、一切の革命的プロレタリアに対して選挙権、被選挙権を与える。
- (3) 反日、反売国闘争に共鳴する一切のインテリ及び抗日参加の白軍将兵の優待。
- (4) 土地政策の改変（これは中国ソビエト二全大会で決定された土地革命路線—地主消滅、富農打倒、貧農、農村プロ及び中農連合を大きく変更したもの）でその要点は、
 - (イ) 自ら耕作しないが、自己の労賃で買った家内工業者、職人、小商人、教師、労働者の土地は没収しない。
 - (ロ) 富農の土地は没収しない。ただし農民の要求で土地均等配分をおこなう場合には没収できる。しかしその場合でも農民と貧農とは共通の条件で分与されねばならない。
 - (ハ) 抗日軍人たる地主の土地は没収できない。
 - (ニ) 大地主をかねる商人の土地は没収できるが、商業企業は没収できない。

*² 人民共和国の性格については次のように規定している。すなわち

- (1) 私有財産については帝国主義者のものでない限り廃棄しない。
- (2) 民族ブルジョアジーの商工業を没収せず、商工業の発展を奨励する。
- (3) 民族資本家でも、帝国主義や中国売国奴を支持しない限り、保護される。
- (4) 労資間の闘争は民主革命の段階では限界がもうけられる。

以上の政策面での転換は従来のソビエト革命の否定にも連なる大転換であった為に中共内部に大きな動揺をひき起こす。それは政策のみではなく組織面においてもひき起こされる。たとえば前述の12月25日の決議および共青团の出した宣言^{注77}の中で共青团は中国のすべての抗日青年に対して開放せられ、中国共産党の組織もすべての中国の抗日分子に開放される——この方針は翌年9月の政治局会議で否定せられる——等の混乱をひき起しているのである。更に例をあげると、1936年2月21日の抗日救国大会への呼びかけ文^{注78}*¹、1936年5月5日の所謂五・五通電文^{注79}*²、更に1936年6月1日の決議文^{注80}*³における混乱等がそれである。

*¹ これは六項目を条件に各界代表への呼びかけ文であるが、この中で蒋介石は売国奴と呼ばれている。

*² この通電で内戦停止促進を呼びかけているが、この中では蔣を含む統一戦線が内容であり、蔣の名は伏字となっている。

*³ 当時の反国民党闘争事件であった兩広事件に対して、民族革命的意義を認めることを主張しながら蒋介石およびその政権に対しては、再び蒋介石売国政権、売国賊巨頭蒋介石の表現を用いている。

中共政府がこの様な混乱を克服し一時的戦術的な統一戦線を全民族的な戦略的な統一戦線に発展させる為には、東北地区において先進的役割を担いつつあった満州における統一戦線の前進が必要と考えられるのである。

注77 共青团中央：抗日救国のため全国各種の学生および各界青年同胞に告げる宣言。資料集第8巻 資料10 P21。

注78 中華ソビエト人民共和国中央政府：全国抗日救国代表大会の召集についての通電。資料集第8巻 資料23 P134。

注79 中華ソビエト人民共和国中央政府：停戦講和一致抗日への通電。資料集第8巻 資料32 P164。

注80 中共中央：当面の政治情勢についての決議。資料集第8巻 資料38 P185。

2 八・一宣言に対する満州省委の組織的対応

東北地方における抗日人民は八・一宣言をどのように受けとめたか。この宣言をうけてただちに全中国人民に統一戦線の組織化を呼びかけた事は前述したが、自らの抗日闘争との結合をどの様にとらえたか。これへの対応は部分的に成功し、更に全満的に形成されつつあった抗日連軍と人民政府とを新しく提唱された国防政府および抗日連軍参加のための編成再統一への準備としてあらわれる。

まず抗日連軍組織についてみる。すでに東北連軍指導部を成立させているが、八・一宣言にこたえて1936年1月28日、黒竜江省湯原において東北抗日連軍軍政拡大会議をひらいている。この会議の主要事項は、「東北民衆反日連合軍臨時政府」の樹立と「東北民衆反日連合軍」の確立である。第2の目標である「東北民衆反日連合軍」の場合をみる。1936年2月20日付の建制宣言^{注81}によると、大略次のように規定される。

- (1) 従来用いられていた東北人民革命軍、第1、第2、第3、反日連合軍第4、5、6、ならびに反日遊撃隊の強化と行動の統一をはかるために異なる名称を廃して全部一律軍隊建制として東北連合軍第1、2、3、4、5および抗日軍××遊撃隊とする。
- (2) 東北抗日連合軍はすべて東北反日総会の指導をうけるものとする。
- (3) 東北抗日連合軍は共同一致中国紅軍の抗日宣戦を擁護する。
- (4) 東北抗日連合軍は随時全国統一抗日連合軍の組織を準備する。
- (5) 行動綱領を九項目* 設定する。

* 九項目は次の通りである。

- (1) 抗日失地恢復。
- (2) 抗日軍は民衆の利益を保障し、民衆は抗日軍の作戦を援助する。
- (3) 日本帝国主義の中国における一切の財産を没収し、抗日経費に充当する。
- (4) 漢奸、売国奴の財産、土地、糧食を没収し貧苦の同胞と抗日戦士の需要に供す。
- (5) 苛捐雑税を廃し、財政金融を整理し、工、農、商業を發展せしめる。
- (6) 日本帝国主義に反対する一切の民衆（日本国内の勤労大衆、朝鮮、台湾人）を連合して友軍となし、中国の民族解放運動に同情する民族と国家を連合し、中国民衆の反日解放戦争に好意的中立を守る民族と国家に対し友誼的關係を結ぶ。
- (7) 売国奴となるを欲せず、甘んじて亡国奴とならざる一切の人民を軍と連合し、抗日連軍を組織し、作戦協定を訂立する。
- (8) 抗日武装戦士は反日士兵委員会を組織し、軍事領袖を選挙し、監督交迭の権をもつべきである。
- (9) 民衆は自動的に武装して立ち上り、日本帝国主義の操縦する「満州国」——村公所より長春政府にいたるまで——を打倒して抗日民衆政權を建立せよ。

以上の建制宣言によって再組織された、東北抗日連軍は次のように組織されている。^{注82}

第1軍、以前の東北人民革命軍第1軍と各地の山林部隊との共同組織であり、軍長兼政治委員は楊靖宇であり、根拠地は吉林と遼寧の境界30余県であり、兵力は4～5万である。

第2軍、前東北人民革命軍第2軍とその他の抗日部隊との共同組織であり軍長は王德泰、政治委員は魏極民であり、活動地帯は満州、朝鮮国境の数十県であり、大部分は朝鮮人で構

注81 東北抗日連軍統一軍隊建制宣言、資料集第8巻 資料22 P132。

注82 楊松：東北義勇軍の發展と現状、党史第7巻 P815、及び資料集第8巻 資料93、

成されている。

第3軍 これは前東北人民革命軍第3軍とその他の抗日部隊との共同組織であり、軍長は趙尚志で政治委員を兼ねている。第3軍の活動範囲は松花江中下流の十数県にわたる地域である。

第4軍、軍長は李延禄であり3ヶ師より成り、前救国遊撃軍、密山、饒河の反日遊撃隊およびその他の抗日山林隊の共同組織である。根拠地は吉林省東部のソ連国境に接する十数県である。

第5軍、軍長は周保中で、前救国軍の各部隊、抗日山林隊、それに平南洋、寧安の各反日遊撃隊との共同組織であり、活動根拠地は第3、第4軍と同様東満地区である。

第6軍、軍長は謝文東であり、この軍は勃利、方正、依蘭の農民によって組織されたもので、上記の地方で活躍している。

以上の抗日連軍はその後第7軍（これは湯原遊撃隊がその他の部隊と連合して組織したもの）更に1936年中に第8軍、第9軍、第10軍、第11軍と拡大され、その兵力24万人、小銃数10万、その支配県は102県に及び、特に義勇軍においては正規軍同様に軍、旅、団、營、連、排の部隊編成を行い、機関紙「救国報」を発行し、その後統部隊としては、壮年隊、青年隊、先鋒隊、婦女隊を有していた。1937年初めには軍編成を改めて三方面軍に改める。第1路軍として第1、第2軍をもってこれにあて、楊靖宇を軍長とし、長春と図門とを結ぶ線以南の南満を担当区域とし、第2路軍として第4、第5、第7、第8、第10の各軍をこれにあて、周保中を軍長とし、長春と図門とを結ぶ線以北、松花江右岸をその活動範囲とし、第3路軍として第3、第6、第9、第11軍をもってこれにあて、趙尚志を軍長とし松花江左岸をその担当範囲とした。

以上の様に、配備された東北抗日連軍の抗日闘争はめざましいものであったもようである。1936年秋より1937年4月までの9ヶ月の間に日本軍の一ヶ連隊のみで765回の襲撃をうけているとの報告^{注84}があり、更に一方において新聞記事によると抗日闘争が都市部にも波及したとの報告^{注85}*が出されるにいたっている。

* 報告を順にあげると主なるものは次の様になる。

1935年12月31日、満軍警2,000名、義勇軍に寝がえりをうつ。

1936年1月19日、日満軍は各県の武装警察隊を武装治安隊と改編し、軍の指揮下におく。

1936年4月20日、日満当局がアメリカ奉天総領事に対して、奉天近郊のアメリカ宣教師の生命の保護をしかねる故引揚げを通电する。

1936年4月8日、日満当局は東満各地の鉄道沿線の両側100米以内の高梁の栽培を禁止する布告を出している。もちろん遊撃隊の襲撃を防ぐためである。

この東北地区における抗日闘争は華北において新らしく展開された抗日闘争と結合したものであるが、東北地区における抗日運動が統一戦線の形成と共に急激に拡大されたことを示すものである。

次に八・一宣言にこたえる満州の統一戦線形成における第1の問題、「東北民衆反日連合

注83 関子沢：東北義勇軍抗日運動の現勢。党史第6巻 P743.

注84 国：戦闘中の東北抗日連軍。資料集第8巻 資料93 P522.

注85 前掲、関子沢。東北義勇軍抗日運動の現勢参照。

軍臨時政府」の樹立について見ていく。

1935年2月、満州省委によって設定された東北人民革命政府綱領にくらべて、この新しい東北民衆連合政府は次の様な性格規定が与えられている。すなわち「東北民衆反日連合臨時政府は東北人民革命政府の成立するまでの全満州最高政治機関とし、人民革命政府の成立したる場合は連合軍臨時政府を廃す。連合軍臨時政府は全東北における各種反日団体、反日部隊、反日代表者をもって組織する」となり、以前組織された東北臨時革命綱領が東北臨時革命政府は中国革命政府の一部であるとの原則的な観点に立ちながらも、東北臨時革命政府の中共中央に対する独自性を認めているのに対して、「本連合軍臨時政府は決して中国と分離せる一国家にあらず……中国の真の民主政府に要請し、一切の指導をうけるものである」として、中国が真の民主政府の樹立の時期にいたる間独立国家として有すべき権限を有するものとしている。

組織としては七部二処*¹、政策としては12の政綱*²を掲げている。

*¹ 七部二処は次の様に組織される。

行政部	委員長	楊靖宇
軍政部	〃	趙尚志
外交部	〃	周保中
司法部	〃	王德泰
財政部	〃	夏雲傑
教育部	〃	李延祿
顧問部	〃	謝文東
秘書処	処長	侯起綱
総務処		未定

これ等の委員長、副委員長で政務会議を構成し、この中軍政部、外交部委員長で政府首席団を編成する。

*² 次にあげる政治綱領は東北抗日連軍の行動綱領と殆んど重複するものであるが、軍臨時政府としての特色もあり、またのちの中共の国防政府の構想との比較の意を含めて要点のみ12項目をあげる。

- (1) 東北反日救国の民衆で真の救国的なものは一切参加することができる。
- (2) 東北人民革命政府の建設を準備する。
- (3) 東北人民革命政府は反帝国反戦団体を擁護する。
- (4) 中共の発起する国防人民政府に参加する。
- (5) 全中国反日総軍の建設をめざす。
- (6) 日帝の全東北における一切を没収する。
- (7) 売国政府の締結した一切の借款及び協定の無効を宣布する。
- (8) 日本資本の土地財産を没収して反日戦士、災民、貧民に分配する。
- (9) 労働時間を短縮し一切の強制労働を廃除する。
- (10) 反日兵士に民主自由の権利を与える。
- (11) 日満の行った一切の苛税雑捐を廃除し、反日の為の募金とし、統一した税金制度を確立する。
- (12) 中、朝、蒙及び日本の労働者と結合し、日本帝国主義を打倒する。

かくして東北地方における抗日運動は五ヶ年にわたる抗日運動の貴重な経験の上、大きく前進・発展する時期をむかえるのである。しかしながら、東北地区より更に華北へと侵出し、更に全面的な対中国侵略を計画しつつあった日本帝国主義は、その予備的行動として、

1936年夏東北地方への大増兵をおこない、12ヶ師及び4ヶ師の混成師団、これに朝鮮派遣軍を加え七・七事件前夜の大掃討作戦を開始する。かかる東北、華北の情勢の変化に対して、中共中央は北方局を再開し、上海総工会幹部であった劉少奇を総書記に任じたものである。^{注86}劉少奇は1934年冬季中満州において中央特派員として満州省委の指導にあたり、1935年総工会に入り三度、北方局総書記になったものとみられている。北方局の再開と劉少奇の総書記任用とは抗日運動が新しい段階に入り、華北地方をその主なる闘争地帯とする方針に転換したものと見ることができる。

この政策転換の背景には華北の抗日運動の大きな発展がひそんでいる。満州事変後、日本帝国主義の支配を離れて華北に移駐した満人は失地回復を叫んで、東北義勇軍に対する援助をおこなっていた。しかし十二・九運動以後華北に起った抗日運動と結合し抗日統一戦線の有力な分子を構成しつつあった。一方張学良系の旧東北軍は西北地方に移駐させられていたが、当地における共産軍との接触の中で次第に抗日の方針に共鳴し始め、華北における大衆の抗日運動を激化させる結果となり、失地回復を唱え、中共中央の北上抗日のスローガンをより具体的な東漸抗日の一致した運動に発展し始めてきている事情が存在していた。

かくして満州における抗日統一戦線運動が華北を含む広大な北方抗日統一戦線の一翼を担うことになったのである。この運動の経過は換言すれば、抗日運動の主體的な闘争場は今や満州から華北へと移りつつあり、その運動も北京、天津を中心とした北方局の指導下に移されつつあり、満州における抗日闘争は全中国の抗日民族統一戦線形成の後方基地へ変わり始めるのである。しかし満州省委指導下に果した満州大衆の五ヶ年にわたる抗日闘争と抗日統一戦線形成に果した先駆的役割は高く評価されるべきである。したがって毛沢東も「『東北義勇軍が長期にわたって、一部の新聞紙さえが十余万の生命と幾億の経費を要した』と報ずる程、勇敢に抵抗し、日本帝国主義の進攻をけん制し、全中国民族に偉大なる功績を捧げている」^{注87}とその功を讃え、洛甫（張聞天）は「われわれは日本侵略者の侵略に対して、これまで上海抗戦、長城抗戦、東北人民革命軍と義勇軍の抗戦、張家口抗戦、綏遠抗戦を行った。だが過去の歴史上のすべてのこれらの抗戦はいずれも局地的、一時的であったし、しかも東北人民革命軍と義勇軍以外はみな失敗であった」と、東北抗日闘争の勝利を讃えている。^{注88}

満州人民の抗日闘争における統一戦線形成上の先駆的な経験は、中国本土におけるその後の抗日民族統一戦線戦術に種々の形で生かされているが、個々の具体的な内容を含めて揚松（1934年より満州省巡視員となり、更に吉東特委書記となり、後に抗日連軍第4、第5軍の統一戦線工作を担当し、1938年2月より中共中央宣伝秘書長となる）^{注89}が発表した満州における経験と教訓の論文を中心とした総括をもって結論とする。

彼は論文の中で四つの部分に分けて総括しているので、その分け方にしたがってみていく。

(1) 東北における抗日民族統一戦線樹立に関する工作上的経験と教訓について。

誤りとして指摘される点。これは国民、共産両党にいえることであり、共産党については、左翼的な誤りとして、統一の方向としてではなく離反の方向をつくり出した点である。すなわち、提示のスローガンが高すぎ大衆的でなく、軍組織においても中共紅軍の組織を他

注86 党史第七巻 P855. 尚劉少奇の北方局への任期については若干の説が分れている。

注87 毛沢東：全国各界救国連合会領袖にあてた書簡。資料集第8巻 資料49 P252.

注88 洛甫：抗日民族革命戦争の持久性について。資料集第8巻 資料94 P536.

注89 楊松：ふたたび東北地方抗日遊撃運動の経験と教訓について。資料集第9巻 資料20 P165.

の友軍におしつけ、又他の友軍を編入する場合その代表を指導部に入れたい事等である。

右翼的な誤りとしては他の抗日部隊(山林隊、義勇軍等)の悪影響をうけ、これと同調し、彼等を指導することを放棄すること等である。

国民党側についてみると、満州事変後の初期の段階において、共産党より提示された政策変更による統一の呼びかけに応ぜず、共産党員の逮捕、虐殺、武器没収等を行なったことである。

教訓とすべき点について。

(イ) 政治上で部分的に抗日民族統一戦線を結成したことである。階級、党派、信条、宗教、民族の差を越えた統一であり、その具体的な例としては地主出身の謝文東、趙尚志、国民党出身の呉義成、周保中との協力、黄教徒の王徳林の各部隊との統一戦線の成立、更に朝鮮人部隊(これは抗日連軍第2、第7軍に多い)を根気強い説得で民族的対立を克服し、他の部隊との統一戦線を樹立した等である。

(ロ) 軍事上、連合軍の総指揮部を創設した事、総指揮部は一つの党、または一つの部隊が請負うものではなく、各部隊の代表によって共同組織するものである。ただし東北義勇軍は異なった階級と異なった政党等が含まれている以上摩擦は必然的に起る。その場合に東北においては「抗日はすべてに優先し、すべては抗日に従属する。」を基本原則として解決する。この様な実例をあげこの東北の原則的方法は中国本土においても実行すべきであるとしている。

(ハ) 民族統一戦線樹立方法上のすぐれた経験、これは次の三つの方法を具体的な状況に応じて適用して統一戦線をつくることである。

第1の方法、統一戦線結成を指導すべき遊撃部隊のない場合は、個人で他の抗日部隊に参加する。

第2の方法、少数でも指導すべき部隊のある場合は、比較的大きい他の部隊と連合すべきである。その場合連合部隊の指揮下に入ることは許されるが、政治、組織上の独自性を確保すべきである(この適例として間島遊撃隊がある)。

第3の方法、共産党が指導する比較的大きな遊撃隊のある場合で、この場合の統一戦線形成方法としては、まず他の抗日遊撃隊と共同組織の提案を行う。拒否された場合には、一時的軍事協定の提案を行う、この方法は経験上比較的うけ入れられ易く、共同闘争の中で偏見、先入観が消え、一時的軍事協定から統一戦線形成へと、更に連合総指揮所、更に転じて地方連合政権の樹立へ進む可能性を生み出すのである。この結果東北では一つの結論が生れている「連合すれば勝ち、分裂すれば破れる」との鉄の法則である。この法則は、全中国の統一戦線に適用することが可能であり、今後全中国抗日民族統一戦線結成への大きな教訓として、国民党のみでなく共産党にも大きな意義を与えるものである。

(2) 東北義勇軍の軍工作上の経験と教訓

(イ) 遊撃隊の武装の問題について

反省点としては左翼的誤りは強制的な供出及び山林隊の武装解除を行うこと等で彼等の抗日闘争における役割を否認する。右翼的誤りとしては大衆の不満をおそれて任務を怠ったことを指摘する。次に教訓として評価される点は、次の方法で武器補給を行なった点である。

①戦争による分捕り品 ②武器の提出を求める（これは日本軍の武器取上げの実施の結果、逆効果として大きな成果をあげる）。③日満軍によってつくられた自衛団、壮丁団、等を抗日軍に連合せしめ、拒絶した場合に、武装解除により武器を没収する。④敵の武器輸送用の列車、自動車より奪う。⑤自らの武器修理工場を作り、場合によっては傀儡軍より購入する。

以上の教訓は日本と全面的戦争に突入した後、中共軍が日本軍に対して用いた有効な武装戦術となっている。

(ロ) 遊撃隊の給養の問題について。

従来の反省点としてあげている点は、①山林隊の「人がり」的方法に反対する余り、日本人、漢奸よりの徴集をもやめるやり方 ②顔役利用の物資の集め方…これは傀儡政権の保長、甲長の残っている所では人民への二重負担となる。③最悪の方法は県城等の町を占領した場合に商人の財産、商品を没収したり、又は人質を利用して徴集する方法である。

次に給養上評価される成果としては次の諸点がある。①都市を占領した場合にあらかじめ没収隊と特務隊とに区別し、漢奸、日本人の財産は没収するが、平和的な中国人の財産は没収、処分せず、処分された品は抗日軍に与える。②救国公債を大地主に負担せしめる。応じない場合に制裁を加える。③一遊撃隊は一ヶ所に永くとどまることをしない（この理由はその地方の住民に負担をかけ過ぎることの他に敵に地形を知られるおそれがある）。④敵の運ぶ食糧列車、自動車、車等を強奪して食糧を奪う。

この結果東北における経験としては給養と衣料とをうまく解決できた場合に遊撃隊の発展と強化があり得るとの教訓を残している。

(ハ) 軍における政治工作上の経験について。

これは政治工作上の幹部に対する問題であり、直接的統一戦線の課題ではないが、統一戦線形成上の核となる遊撃隊の幹部の問題なので要点のみをあげる。

①政治工作員は最少限度の軍事知識が必要である。②一幹部の請負主義を排して幹部養成をおこなうこと。③幹部の「生命がけ」主義を排して、必要以上の冒険主義をやらないこと。この教訓は中共において幹部養成の為の大きな努力となって実現される。

(3) 抗日根拠地と大衆工作上の経験と教訓

(イ) 抗日根拠地を建立する為には次の4点が必要な条件となる。すなわち、①抗日の武装勢力を有すること、②広汎な大衆的抗日運動が存在すること、③民衆を代表し、かつ戦時という状況に適合した抗日民衆政府を有すること、④比較的険しい地形にめぐまれていること。

このような条件をそなえた根拠地は満州事変直後には存在していた。上海における抗日闘争と抗日勢力の存在は全満州を完全に支配することができず、その間抗日義勇軍を中心として吉東部、黒竜江省等に根拠地が生れた。しかし日満軍の反撃が始るとこれ等の根拠地は遊撃区に変らざるを得なくなった。この理由はこれ等の根拠地は抗日運動という大衆的基盤の上につくられたものではなかったからである。根拠地建設の条件は弱くなっているが、そのような困難の中でも抗日政府の基礎は、珠河、東満、磐石等ではでき上っている。したがって満州における根拠地を作る可能性は充分にのこされている。

る。東北遊撃隊の経験は次の様な原則を教訓として与えている。すなわち、抗日民衆政府は抗日民族統一戦線の地方政府であり、抗日軍、抗日人民代表の組織であり、中央に服従する政府であり、地方の抗日軍と人民の抗日闘争を指揮する政府である。したがってその政府は根拠地があり、大衆抗日運動の上に、大衆闘争の中から造り出されなければならないことを教えている。

(n) 大衆工作上の問題について。

この問題については次の三点について経験と教訓とを総括する。

- ① 抗日と民生との関係について。この関係は対立的に考えるべきではなく、両者は関連の中で統一的に解決されなければならない。民生中心に考えた場合地主の土地没収、土地の均等配分を行なえば抗日の統一を破壊することが生じるし、抗日のみの大衆無視の政策は大衆動員が困難となり、遊撃戦が発展しない結果となる。この場合民族革命と階級闘争との結合を考えるべきである。満州ではこの結合の方法として、漢奸、日本人の財産を没収して抗日部隊の家族に引渡し、又日本軍の徴発(車輜、馬匹、糧食、壮丁、人夫)に反対する闘争を組織する等を行なう。
- ② 大衆組織上の問題。これはその地における支配力の強弱を通じて次の様な方法が有効と教えている。
 - ① 根拠地における場合、ここでは公然組織を作り、反日会、農民自衛隊、青年救国会、婦人救国会、抗日児童団を組織する。
 - ② 遊撃区の場合、日満討伐軍が随時やってくる地域においては、半公然の組織として通行人の取調、見張り、救援募金等を任務とする。
 - ③ 大工業都市の場合。これは東北義勇軍のもっとも弱い環である。満州省委はこれらの地区(ハルビン、大連、奉天等)を非遊撃区とし、過激な行動を抑え、将来の総反攻に備えての準備的組織化(例えば公開の総工会組織等)を行なう。
- ③ 傀儡軍への工作問題。これは「中国人は中国人とたたかわず」等の宣伝工作、地域住民を通じての転換工作等であり、その成果は期待できないが、将来中国本土における逼蔣抗日への政策転換には大きな効力を発揮する。

(4) 敵の討伐作戦に対する戦術に関する経験と教訓について。

日満軍の討伐作戦は、挑発離間、以華制華、匪賊分離、民匪分離である。この意味する内容は抗日部隊を挑発離間させ、中国人同志を戦わせ、匪と賊と区別、住民と匪賊とを区別して、統一させることなく個々に分散させて討伐、統治する方法である。具体的な日満軍の討伐方法は、経済的な封鎖政策(布、皮、塩等の大量販売の制限、食糧の制限等)と軍事的な編成替(軍事専門の守備隊と討伐専門部隊の設置との任務区別による編成)とである。この討伐方針に対し、まず匪と賊との区別を粉碎することに力を注ぎ抗日軍の任務は日本軍と闘うことであり、中国人を討つものでないことを強調し、特に日満軍のつくった保甲制度の破壊に全力をそそいだ。又経済封鎖については占領区、又は都市の商人との間での買売で部分的に解決し得た。

軍事的な面では三不主義——すなわち無理な戦闘はしない、強敵を攻撃しない、守備に廻らない——を遊撃戦の原則とした。これは後中国本土での遊撃戦の原則、敵進我退、敵退我進、敵駐我擾、敵疲我打の原型となるものであり、人民戦争の基本法則でもある。

以上四点に要約された満州における五ヶ年にわたる反日闘争と、それより導き出された経

験とはやがて全国的に展開される抗日民族統一戦線形成における原型として大きな教訓を残したことは当然である。が一つ一つの具体的な点については他稿にゆずらねばならない。

附記 文中東北地方と満州との語が混合して使用されているが、原文引用の際、東北の呼称は主として中国側、満州においてはそのまま使用されていることによるものである。

む す び

本稿において論じた満州における抗日統一戦線形成が、中国の抗日民族統一戦線形成上においてになった先駆的役割を要約するとつぎのようになる。

(1) 満州地方は従来からの関外主義、北方特殊論等の考え方から、反帝闘争においても重要視されることが少なかった。更に、中共指導部の誤った極左路線である李立三コースにより、主体的弱さにもかかわらずソビエト路線を施行する等の冒険主義におちいり、組織的に大きな打撃をうけ、満州事変前までは組織的混乱をつづけていた。

(2) 満州事変は満州のもつ意義を変え、コミンテルン、中共指導部は李立三コースの清算を命じ、抗日のための統一戦線結成をよびかける。しかし中共内部における「下からの統一戦線」の理論は一挙に李立三コースを清算するまでにいたらず、抗日のための統一戦線結成の任務は満州省委独自の任務とならざるを得なかった。

(3) 満州省委の初期の任務は、自然発生的に成立した反日の諸部隊、諸勢力を統一し、これを一つの抗日組織に編成することであり、共産党指導下の赤色遊撃隊および反日会、農民委員会の組織拡大をはかることであった。

(4) 満州における複雑な事情から生じる困難な条件に対して、統一戦線の大きな発展の為に中共中央から提示された一月書簡は、満州における統一戦線形成上の重要な示唆を示したものであり、具体的な政策提起でもある。この書簡にもとづく満州省委の方針は農民委員会を中心とした農民運動とその組織化であり、統一戦線を更に前進せしめる。

(5) しかし日本帝国主義の華北への侵出は、従来の反帝一般論から現実的な抗日闘争へと転換せざるを得ない。中国本土においては反日七(五)大綱領、反帝六大綱領が出されるが、満州においては二月書簡に示された統一戦線形成への新しい方針に基いて活動を続ける。すなわち反日会を中心とした地方的政権の確立と、遊撃隊を統一組織に編成し、抗日人民軍をつくることであった。

(6) この新しい抗日闘争の戦術転換は中共軍の西遷の結果、中国本土では実行されることができず、満州省委がこの新しい戦術転換の任務を担うことになる。すなわちこの時期まで、満州において部分的に成立していた地方政権と、遊撃区別に組織された抗日部隊を統一し、全満的な抗日人民政府と抗日人民軍を創設することであり、これはすでに日程にのぼった現実の課題でもあった。

(7) 以上の抗日情勢の中で、北上抗日中の中共の出した八・一宣言とこれに応じて出された東北軍の全国軍政指導者によびかけた宣言は全中国に大きな反響を与え、全民族抗日闘争の烽火となった。満州省委は八・一宣言のよびかける国防政府、抗日連軍にそなえ、全満人民軍の統一建軍と全満地方政権の統一臨時政権を樹立した。

しかし中共中央の混乱は満州側の準備にこたえることができずに、日本帝国主義との全面

的戦争に突入するのである。

(8) 日本帝国主義との全面的戦争は抗日の舞台を満州から華北へと移し、抗日の主要な任務も満州省委から北方局に移り、満州省委の抗日闘争も第一線的な意義を失うこととなるのである。

(9) しかし満州事変勃発以来、抗日を直接的に実践した満州省委の経験と教訓は、全中国人民をまきこんだ抗日民族統一戦線形成に対して、貴重な先駆的役割をになったものとして評価できるものとする。